

0162
Y22
3

016. 2-Y22-3ㄗ



1200500723957

山形縣立圖書館編
圖書館叢書
第十一輯 現代圖書館の職分



始



圖書館叢書 昭和十年三月刊行
第十一輯

(代贈寫)

現代圖書館の職分

行啓 山形縣立圖書館
記念

016.2
Y22
3



第十圖書館叢書昭和十年三月刊行

(代贈寫)

現代圖書館の職分

行啓 山形縣立圖書館

發行所寄贈本



目次

~~278-166~~

(1)

- 一、現代圖書館員の根本職分に就て……………山形縣立圖書館顧問：渡邊 徳太郎氏……………(一)
- 二、圖書館診斷……………東置賜郡高島小學校訓導：小 關 榮 助氏……………(三)
- 三、^{財團}法人光丘文庫の概況……………(五)
- 四、圖書館令及同施行規則並公立圖書館職員令改正に付實施上に
關する注意事項……………(六)
- 五、山形縣圖書館令施行細則……………(六)
- 六、山形縣圖書館長會議並圖書館協會總會概況……………(七)
- 七、第一回中央圖書館長會議……………(八)
- 八、東北北海道中央圖書館長事務打合會……………(九)
- 九、山形縣圖書館協會規則……………(九)
- 一〇、山形縣公私圖書館一覽……………(九)
- 一一、縣下公共圖書館普及狀況調……………(一〇)
- 一二、縣下圖書館事業の概況……………(一〇)
- 一、公私立圖書館の風貌……………(一一)



イ、鶴岡市立図書館……………(一三三)

ロ、南置賜郡田澤図書館……………(一三四)

ハ、西置賜郡教育會図書館……………(一三六)

ニ、西置賜郡長井村立図書館……………(一四〇)

ホ、北村山郡小田嶋村図書館……………(一四一)

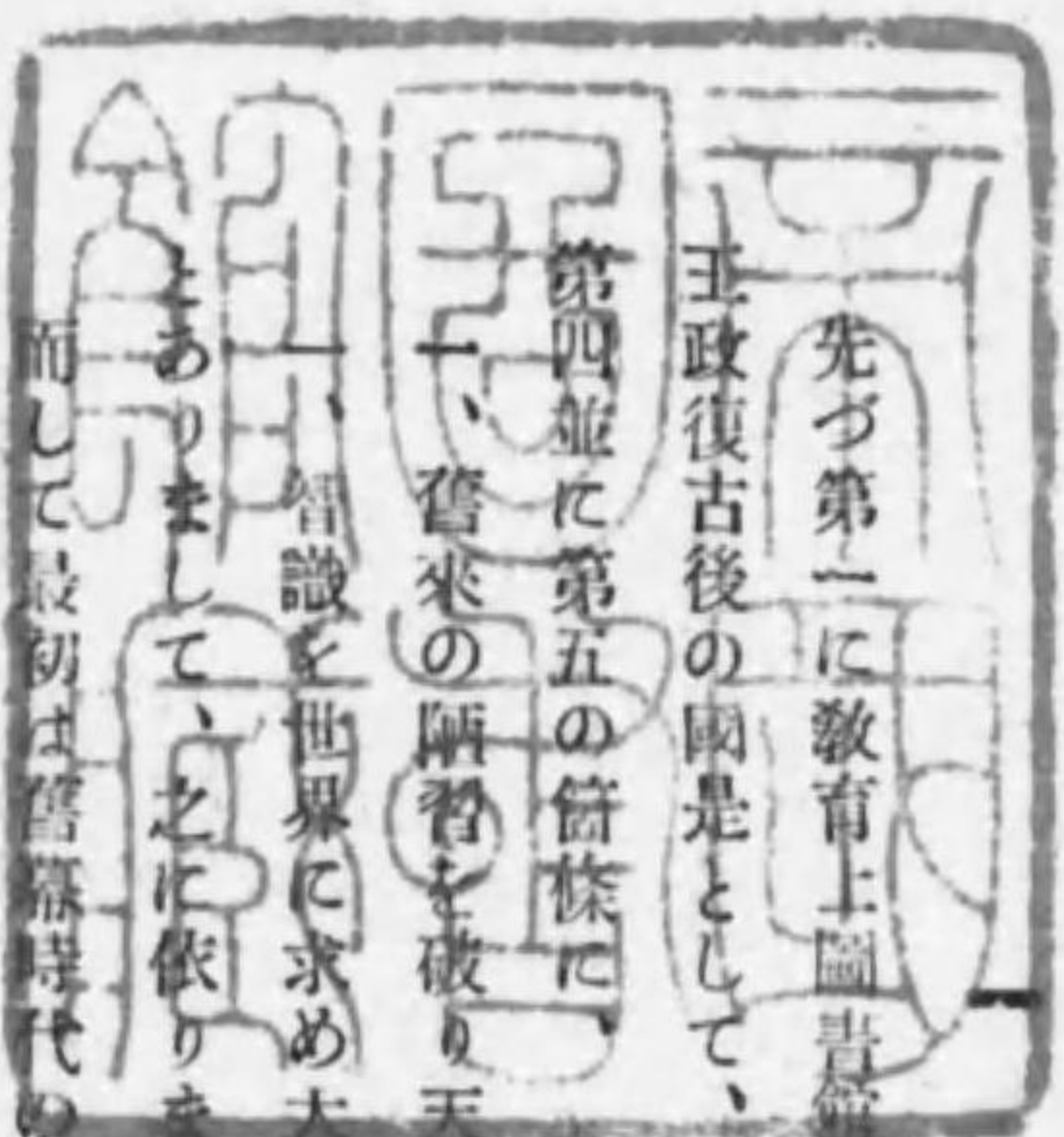
ヘ、東田川郡廣瀬村立図書館……………(一四四)

2、昭和八年度縣獎勵金交付……………(一四五)

現代圖書館員の根本職分に就て

(昭和十年二月六日山形縣圖書館協會總會に於ける講演の概要……文責在記者)

縣立圖書館顧問 渡邊 徳 太郎



先づ第一に教育上圖書館の地置本質といふ點から申上げたいと思ひますが、明治元年三月十四日王政復古後の國是として、五ヶ條の御誓文が仰せ出されになりました、其の五ヶ條の御誓文の中の第四並に第五の箇條に、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。とありまして、之に依りまして我國の教育上の大方針が確定せられたのであります。而して最初が舊幕時代の昌平費を再興して、名稱を大學と改めて教育事務を統轄して居つたのであります。明治四年七月大學を廢し文部省が置かれ、次で一律の下に全國を統轄すべき教育制度を施す必要より、歐米を視察せしめ、調査審議の結果、漸く新學制を成案して明治五年八月に之を全國に頒布されたのであります。其の際、學制に添へて大政官より「被仰出書」が出されたのであります。其の中に

「自今以後一般の人民（華士族卒農工商及婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す」又

「高上の學に至ては其人の材能に任すといへども、幼童の子弟は男女の別なく小學以下に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」

と仰せられて居るのであります。之に依て全國の教育が完全に一令の下に統轄され、一般國民の義務教育の精神が立派に確立されたのであります。

學制と「被仰出書」とは、學校教育の振興に對して發せられたのであります。其の趣旨目的を貫徹させるには、學校教育に於て養はれたる力を更に助長せしむるところの、學校以外の教育施設がなければならぬと考へられます。何となれば、學校には在學年限があつて、在學中は力を養はれるが、一度校門を出れば、他の方法に依らざる限りは、自分の力を養ふことは最早不可能となるからであります。若し、學校教育を以て満足なりとすれば、日進月歩の今日の時代に在りては、今日の新智識も明日は時代後れの人となるのであります。故に學校に在る間は學校と平行して、其の學習を補助し、學校を離れたる場合、學校教育に依り得たる力を、生涯に涉つて助長せしめ得る學校後の教育施設がなければならぬ譯であります。

その教育施設は、決して一にして足らず、多々ありませうが、多くは部分的に限られて全般に涉りませぬ。然るにあらゆる人に向つて生涯を通じ、力を養ふ源泉となる施設としては圖書館事業を推さざるを得ないのであります。學校は生涯に涉る力の基礎工事を施す處とすれば、圖書館は學校の後を受け、學校で受けた力を生涯に涉つて助長完成する機關であるから、圖書館は學校に對して上層建築と其の内外の裝飾を施すものと謂ふことが出来ると思ひます。故に學校のみありて圖書館がなかつたならば、修養は基礎工事に止つて上層建築をせぬと同様になり、又人の能力が學校丈けのものに止つて、其後は伸びぬことゝなります。

此の如くであれば、忽ちにして時代に後れ、邑は不學の戸、家は不學の人のみとなり、邑も家も時代より取り残されて仕舞ふことになりませう。夫れでは「被仰出書」の趣旨に反することゝなるではありますまいか。故に「被仰出書」の趣旨貫徹の爲には、學校の後を受けて己が力を助長する最良機關たる圖書館事業を盛ならしめ且つ發達せしめねばならぬのであります。然らざれば初ありて終なく、秀てゝも實らざるに陥る憾となります。故に學校と圖書館とは前後相聯繼して初めて教育の完成をなすものと言ふべきであります。人の一生を修養の生涯なりとすれば、人生六十年の前三分の一は學校で養ひ、後三分の二は圖書館で養はれ、夫れに依て教育修養が完成される譯であります。此二ツの機關は人の生涯の修養には何うしても欠くべからざるものである處から、圖書館は教育の缺くべからざる部分（インテグラル、パート）とも、又後繼學校（コンテニューエーションスクール）とも言はれて居る次第であります。夫れで學校で土臺を作り、其後引續いて學校後の學校たる圖書館で勉強を續けなければ、之を生涯的學修の上より見る時は、一の半途退學或は豫科を修

めて本科を修めずといふことにもなるのであります。

圖書館は學校後の學校として、あらゆる人に向つて嚴存して居ります。又學校では卒業の際に必ず卒業生に訓示を與へて「諸子は茲に何ヶ年の課程を終つたが、之を以て決して満足することなく、更に研鑽學修を努め、大成を他日に期し、以て國家に貢獻せむことを望む」と激勵するにも拘らず、卒業生の大半は圖書館あるも顧みず、師の詞をも聞き流しにして居ることは誠に嘆かはしき限りであります。之れが自分限りに止まるものとせば夫れ迄なるが、研鑽の消長盛衰は直に國力の増進に影響を及ぼすを奈何せんやであります。

世の中には、今日立派な學校を卒業しても、明日は人後に落つる人も多いが、又之に反して、小學校のみを卒業しても、學校後の學校で自學自修の結果、遂に力ある有能の秀才となる人も少くありません。之等は皆自學研鑽を積んで偉くなつて居るのであります。

昔、水戸は學問の盛んな處であつて、水戸の藩士は當身丈けの書物を寫さねば、一人前の學問をした人でないと言はれた位、普通世間に流布してある本でも盛に之を寫したものであります。故に水戸の士が寫した寫本が世間に澤山流布されてあると云ふことで、之は私が今回上京の折市島謙吉先生より承つた話でありました。又私も水戸の彰考館を訪ねた時分、聞いたことですが、昔の士は圖書を一日に五寸讀んだ、八寸讀んだと言つたもので、厚さの分量を以て言つたそうです。其の位勉強したもので、水戸には偉い人が多く出たのも偶然でないと私かに思ふたのであります。

又寔に畏れ多いことではありますが、明治大帝の平素如何に廣く内外の書籍を御涉獵にならせられたるかは恐懼に堪えざる所であります。明治神宮寶物館を拜觀致し、又他より洩れ承はる所によりますと、大帝は殊に四書五經、國史、歌集、萬國史、政典、言行錄、萬國地誌は勿論、最も御愛讀の書は太平記、日常御愛讀なされたる書には二十一代集、貞觀政要等あり、時々御覽にならせられたる御愛讀の書は名臣言行錄、更に御愛讀なされ時々御質問なされたる書は春秋左氏傳等と拜して居ります。又明治元年大阪行幸の際、東本願寺掛所に於かせられて、古事記の進講を受けさせられ御旅先に於かせられても尙御學問を休ませられざりしことは寔に恐懼感激に堪えざる所でありませぬ。又明治の元勳伊藤博文公が山形に見へられた時、手提鞆の中には洋書が四、五冊あつた丈けといふことです。偉い人は生涯の修養を心掛け、旅行中と雖も一日として讀書を廢されないのであります。

書物は、一度讀んで知つた丈けでは我が物にはなりません。平素熟讀反復することに依て、初めて我が物となるのであります。讀書力の涵養と讀書の効果を我身に收むることは、一朝にして得られないものであります。されど一度この力を養ふ時は、其の先は樂になり、其の樂しみと利益とは、一日も讀書を廢することが出来なくなるのであります。

學校では學科に制限され、課業に追はれ、廣く深く大きく研鑽を遂げることは、容易に出来ません。更に創造、創作の力を養ふ餘裕がありません。故に大に研鑽を遂ぐるといふことは、學校を終

へた後、學校後の學校に於て初めを成し遂げらるゝものであります。故に學校は力の基礎を作る處圖書館は其後を受けて生涯に涉つて、其の力を伸す機關であります。「被仰出書」の趣旨は實に國民をして、力あらしむるが目的で、學校から圖書館に延長し、縦には人の生涯に涉り、横には國民の全体に及ぶものであります。「被仰出書」の御趣旨は、學校及び圖書館の兩施設に共通のものとなし、なければならぬものであります。

教育上圖書館の地位、本質に就て、圖書館は「被仰出書」の趣旨貫徹の爲に、最初は學校と並立し、後には學校の後を受けて、教育の完成を遂げしむる機關たることを克明に理解し、職分に當ることが根本に必要と信ずるのであります。

二

昔、圖書館と云へば、單に本の貯藏所と言はれ、圖書館員は圖書の管理人でありました。しかし圖書館員は管理人として嚴重に圖書の管理に従事したればこそ、圖書が現在に迄保存されたわけで管理決して冗職ではなかつたのであります。されど當時、圖書の管理に當つた人は單に學者といふに過ぎない人で、其の結果五十年間も目錄を作らず、人には讀ませず、自分一人讀んで居つたといふことがあります。之れは日本でも同様で、徳川時代、近藤正齋が幕府の書物奉行として勤めて居つたとき、圖書の管理が嚴ましく、容易に見られないので、虫干の時、立派な學者が植木屋の態を

して、手傳に入込んで其の圖書を見たといふ逸話も残つて居ると、之れも市島先生から承つた話であります。

然るに西祀一六五〇年英國に於てジョン・デウリーが、初めて圖書館は單に珍書の陳列所といふ舊觀念に反對して、「圖書館員改革意見」を發表し大に在來の圖書館の管理法を非難致しました。當時圖書館は珍貴な所とされ、一の偶像として禮拜させられて居つたもので、彼は當時の圖書館員特有の欠點を嚴しく非難したのであります。當時西歐諸國に於ては圖書館員の地位、待遇等は極めて有利にして生活は樂で、世間より相當の敬意と信用を受け、世人は利益のある地位として之れを求め且つ尊重して居つたのであります。即ち圖書館員の職分は信仰と學問の進歩に盡すといふ關係から尊敬されたわけではなかつたのであります。圖書館員本來の職分から言ふならば、公共的なもので有益有用な職分ではなければなりません。而して一般的學問の進歩を計る係員たるべきもので、金錢的考よりも寧ろ名譽的考を以て之に當り、單なる圖書の番人、文庫番と云はるゝ以上の職分を負ふべきであります。で彼ジョン・デウリーは名譽ある圖書館員本來の職分として「圖書、文書と云ふ學問の公共的資料を保存し、之を増加し、之を萬人に最も有益なる方法を以て、民衆に提供するに在り」と言ふたのであります。

次に英國に於ける最大第一人者のヘンリー・ブラッドショウは、圖書館員に對する近代理想に就て、次の如く言つて居ります。「館員は館利用者の要求を充たすことに依て、生活を維持する者で

ある。館員の第一の任務は、利用する人の時間を極力省略するにありと。これが爲には館員には三つの資格を具備するを要すとし「第一には學識、第二には性格、第三には事務的才能」として居るのであります。しかし館員に博覽博學を要すといふことは、過去に屬したことで、現代の理想的館員としては、先づ、(一)通りの趣味を有すること、(二)強い記憶力を有すること、(三)あらゆる智識の發達に興味を有すること、(四)語學の素養があつて、主なる國の文學の進歩に追從して行き得ること、を要します。こう云ふ圖書館であれば、他人の研究を刺激する熱心と同情があり、且つ周到なる注意力と能力ある事務家に特有の確乎たる性格の所有者であるのであります。

而して館員は目錄を備へさいすればよい、索すのは閱覽者の仕事と考へることは誤でありまして閱覽者が最も檢索し易い、最も簡単な方法で目錄を整頓するを要します。即ち閱覽人の心を以て心とする心掛が肝要なのであります。

カーライルは圖書館員の任務として次の如く言つて居ります。

- 一、閱覽者に對してキングたる勿れ
- 二、圖書館に對する使^{ナリヴァント}召の態度たるべし
- 三、賢明なる召使となり、注意深く、判斷力に富み、勤勉にして、常に閱覽人に對し、出来るだけ深切を盡すべし
- 四、賢明なる召使にして、而も實際的事務の能力あるを要す

以上を一言にして言へば、貴族に仕へる執事の如くあれと言ふて居るのであります。

三

次に圖書館の必要理由に就て申述べたいと思ひますが、良書の供給をなさぬなら、國民に書物を讀むことを教ゆる意義が何處にありませう。これは丁度ナイフとフォークの使用法を教へて置いて、肉を與へざるに等しきものと言はざるを得ないのであります。強制教育を施して居る以上、其の結果として當然公共圖書館が産まれて來るものであります。そこでマルチン・ルーテルの主張する所に依れば、

適當なる建物を以て良い圖書館を設くる爲には、如何なる經費、如何なる努力をも惜しんではならない。殊に經費に堪へる大都市に於ては然りとなす。昔は圖書館なしに學校を經營することが出來てあつた。それは當時の教育なるものは、單に暗誦を意味し、教科書を覺えるのみであつたから、夫れで間に合つたのである。

と言つて居りますが、今日では他書を参考して、實際的智識を養はねばならなくなつて來たのであります。即ち教科書だけでは役に立たなくなつたのであります。即ち學校後の學校、即ち圖書館が必要になつたのであります。

公共図書館は民衆の利益のために設立され、民衆に依て維持支配される必要欠くべからざる機関であります。公共図書館は、決して慈善機關の種類ではなくて、民衆に對し責任を有するものであります。眞の公共図書館といふべきものは、公費で維持さるゝ以上は、館の組織を健全に、最新式に、而して商賣的敏活に經營せねばなりません。然るに現在の状況は、多くは能率なく、統一なく、眞の整頓なく、眞の組織なく、公共図書館としての目的を欠いて居るのであります。綺麗な建物を有して居つても他館を漫然と模倣して居るのみで、少しも創意なく、凡てが良い加減、間に合せの方法を以て經營されて居りますまいか、其の土地、及び土地の状況に應じて、創案を加へ、改善主義を以て行かねばならぬと思ひます。

五

米國には近時民衆的図書館が澤山設置せられ、而して民衆生活には必要欠くべからざるものとなり、其の結果図書館の職分に對し新觀念を生じて來たのであります。今や図書館は積極的勢力たるべきを要求されて居るのであります。即ち図書館は單に圖書を保存するのみならず、圖書を要求す

る人には、進んで其の便を與へ、且つ圖書の利用の結果迄調査致して居ります。米國に於ても、昔は徹頭徹尾図書館は圖書の倉庫、貯藏所でありましたが閱覽の特權が漸次、民衆に擴張せらるゝに隨つて、閱覽者を裨益する様に努めて來たのであります。即ち圖書を分類し、系統的に陳列し、目錄を作つたのであります。併し民衆が図書館に來るのを待つといふ在來の態度を破つて、積極的に民衆に飛び込む様になつたのは、極最近のことです。

米國に於ける近代的図書館の信念といふべきものは、(一)「一人の讀者に、書棚のあらゆる圖書を見せ、一冊の本を、公衆のあらゆる讀者の爲めに備ふ」といふことと、(二)「如何なる場合に於ても、圖書と讀者とを離さぬ様にする」といふ積極的な見解に基いて居るので、此の根本の趣旨より、近代的図書館として種々なる便利な施設をやつて居るのであります。即ち、(一)家庭用圖書の貸出、(二)書架の自由公開、(三)家庭同様の図書館建築、(四)兒童閱覽室、(五)學校と共同作業、(六)圖書館間に於ける圖書の相互貸付、(七)開館時間の延長、(八)有用な目錄並に一覽表の備付、(九)分館組織の擴張、(一〇)巡回文庫及び家庭文庫の擴張、(一一)專業宣傳の講演及び展覽會等であります。此等は昔の消極的図書館より近代的図書館を區別する活動の例であります。

以上の如き図書館觀念の擴張は図書館の職分を異方面に走らせ、自國內の全図書館員からでさいも反對なしに行はれたものではありません。以上施設の實驗中の或者は無鐵砲であると疑はれたものもあるが、併し図書館擴張の進展が幸に行き過ぎもなく、又變な機軸を出す様なこともなく、先づ

大体に於て健全なる發達を見、公衆に對して利益を與へて居ることが證據立てられ、書架自由公開の如き賛成極めて少なかりしも、新觀念の必勝的宣傳の結果、最初非難したり反對した人々を遂に承服させて了つたのであります。

近代的圖書館觀念の勝利を博し、成功した原因は、新觀念の主張者が、積極的人物であつたといふ事實に基くのであります。然るに新觀念を嫌ふ人々は、消極的で、今尙保守的な、舊風な圖書館を僅に一、二經營して居るのみで、更に原動力をなさず、所謂昔流の圖書館員は世に名を成さずに居るのであります。しかし如何なる穩健な進歩でも、強い理由のある反對を受けるもので、實に英國の如き先端を行く國に於てすら其の反對に遇つたのであります。

最近この近代的圖書館の觀念に對して、英國の一部に、アメリカ圖書館のタワケと言つて、最も猛烈な反對が起つて居るのであります。其の要點は「自發的に圖書館へ來ぬ者に對して干渉するのは圖書館の事務ではない」と云ふのであります。自由觀念の強い英國人にはありそうな反對であります。之れこそ單純な舊圖書館觀念で、完全に一掃さるゝものであります。由來擴張なるものは恰も河の氾濫の如きもので、往々不規則で其の限界が最初から確定されざるものであります。圖書館の職分に関し、モット明瞭簡潔な原則を示さば、英國の圖書館員は自然に教へられるであらう。

英國人は好んでアメリカ的と言ふかも知れぬが、近代的圖書館觀念は、圖書館は一の配給機關であるから、凡ての配給者が従ふ法則には従はねばなるまい。他の配給者は此の法則を發見し、金錢

上の損得があるところから、直に其の法則に従ふが、圖書館は多大の經費を支出するが、直接金錢上の利害關係を有して居らぬ故、自然一步後れて實行することになるが、しかし結局に於て之を實行せねばならないのであります。そこで商賣上の配給者即ち商人の成功者と云ふものは、決して坐して買人の來るを待つては居りません。彼は全民衆を需要者の一群と見、各人の趣味に適合するやうに考へ、必要なき處に需要を創造せんと試みるのであります。圖書館員も、圖書を出来るだけ廣く、出来る丈有効に配給せんと欲するならば、彼の商人の爲す所と等しく爲さねばならない。而して近代的圖書館觀念に依れば、出来るだけ有効に配給を欲して居るのであります。

圖書館の仕事を商賣と比較するのは、多くの人は面白くなく感ずるかも知れませぬが、素より之は兩方が配給組織であると云ふ範圍に於て言ふのであります。鐵管を通して水の配給を支配する水力學の法則は、營養水にも又有害水にも、同じ様に當てはまる。其れと等しく民衆に物を配給する法則も、其の物が圖書であると、石鹼箱であるとを問はず、圖書館員であると商人であるとを論せず、同様に當てはまるのであります。

米國圖書館の活動狀況を研究すれば、近代圖書館觀念なるものは、多分に米國的觀念であり、其の觀念に基く公共圖書館の職分の近代的擴張が、公衆の利益を増進して居ることが能く理解されるのであります。

然らば我國現代圖書館員の根本職分は如何といへば、之を説明的に述べれば

「日本の國体に立脚して、良書を蒐集保存し、一般民衆に對し、讀書を奨励指導し、適切有効積極的に閱覽を勧め、國運の進歩發展に貢献するに在り」

でありまして、之を要約すれば

「良書を集め、有効に働かせて、國に盡す」

といふことになるのであります。

今、我國現代圖書館員の根本職分を二ツに別けるならば、(一)我國圖書館員の根本職分と、(二)現代圖書館員の根本職分となるのであります。而して、

(一)、我國圖書館員の根本職分は、我國に於ける圖書館經營の根本精神をなすものにて、「日本の國体に立脚して」の謂であります。之れは言ふまでもなき所なるが、稀にでも惡事、惡思想を圖書館で得たと云ふことを聞くことがあるので、特に擧げたる次第であります。之れは讀む者に罪ありと言はんより、備ふる者に責任ありと言ふべきで、深く注意を要する所と思ふのであります。所謂他から受ける教育機關たる學校と、自からを自からが教育する機關たる圖書館と、自他の相異こそあれ、身を教育する機關たることは少しも變りなく、同一であつて、而して其の何れにしても、我國

に於ける學修の目的方針は嚴乎として確定して居るのであります。

教育勅語の御聖旨を奉體することは申すまでもありませぬが、尙

一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし(五ヶ條御誓文の第五の箇條)

とありて、吾々は讀書をして、智識を世界に求めねばならぬが、其の目的は大に 皇基を振起するにあることを忘れてはならないのであります。

一、漢土西洋之學は共に 皇道之羽翼たる事(明治元年九月十六日御布告漢學所規則)

吾々は漢土西洋の讀書をなすも、採て以て我が 皇道の羽翼となすの覺悟でなければならぬのであります。

一、和魂漢才(菅家遺誠。凡國學所^レ要、雖^レ欲^レ論涉^ニ古今^一究^ニ天人^上、其自^レ非^ニ和魂漢才^一不能^レ

闕^ニ其闕奧^一矣。) ウカガフ

吾々は廣く他國の書籍を讀んで、國家の圖奥を闕ふ資とはなすも、魂は和魂で行かねばならぬのであります。

書籍を讀む人も、讀ませる人も、共に常に我が「國体に立脚して」を要するが、我國圖書館員の根本職分としては、之を以て圖書館經營の根本精神となさねばならぬ所であります。次に

(二)、現代圖書館員の根本職分は、活動的^ニ根本職分の謂であります。如何にして其の職分を果すことが出来るかと申すならば、私は次の六項を擧げべきであらうと思ふのであります。

一、徹底的極力宣傳。讀書の利益と圖書館の存在を先づ一般に知らせねばならぬ
二、圖書館利用法指導。讀書法、目錄索引檢索法、利用方面別分類(實務、研究、娛樂)、索引利
用法

三、科學的整理整頓。見易く、見せ易き整理整頓と手續

四、圖書の蒐集。良書選擇、各科配當率、分量増加、分拆展開(叢書、隨筆、雜誌の類の)、綜合
目錄と圖書館相互貸付

五、積極的閱覽獎勵。普通圖書は消耗品、扱は事務的敏活、積極貸出、閱覽相談、適書適人、適
人適書。(來るを待たず積極主義、出來るだけ多くの人に接す。人を知り不足を知り、要求を
知り、如何にして最も善く夫れに應ずることが出来るか)

六、兒童閱覽獎勵。未來の成人閱覽者養成

以上の中の第一項の徹底的極力宣傳に對て

(一) 求知、讀書の利益を鼓吹することが、先づ第一と思ひますが、今最も力ある言を擧げて見る
ことに致し、御參考の一端に供し度いと思ひます。

一、知識を世界に求め大に 皇基を振起すべし

「身を治め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆえん」
「人能く其才のあるところに應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て生を治め、治を興

し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるも
の誰か學はずして可ならんや」 (明治五年八月三日御布告太政官「被仰出書」)

明治天皇陛下御製

吳竹の代々の姿を書のこす書こそ國の寶なりけれ

いそのかみふること書は萬代も榮ゆく國の寶なりけり

繰り返し書見ざりせば天の下治むる道もいかで知らまし

古の文の林を分けてこそあらたまる代の道も知らるれ

今の代に思ひくらべて石の上ふりにし書を読むぞ樂しき

文字をのみ讀み習ひつゝ讀む書の心を得たる人ぞすくなき

昭憲皇太后陛下御製

夜光る玉もなせむ身を照らす書こそ人の寶なりけれ

不_レ知_レ爲_レ不_レ知。是知也

溫_レ故_レ而_レ知_レ新

日知_二其處_一言、月無_レ忘_二其所_一能。可_レ謂_レ好_レ學也。

學而不_レ思、則罔。思而不_レ學、則殆。

行有_二餘力_一、則以_レ學_レ文。

論語爲政篇

全 上

論語子張篇

論語爲政篇

論語學而篇

學如_レ不_レ及、猶恐_レ失_レ之。

日新、日日新又日新。

學而時習_レ之、不_ニ亦說_一乎。

知者不_レ惑。

學而後入_レ政

仕而優則學。學而優則仕

讀_レ書不_レ破_レ費。讀_レ書萬倍利

貧者因_レ書富。富者因_レ書貴。愚者得_レ書賢。賢者因_レ書利。

圖書本來の性質 (カーライル)

一、人の思想を統一せしむるに用ふるもの

二、良書なるものは人間精神の最も純良なる神髓を傳ふるもの

三、書籍の利益あるは之より單に事實を知り得らるゝことのみにあらず、寧ろ吾人の精神を啓發する點にあり

圖書館は最善の大學 (カーライル英雄崇拜篇)

圖書の集積は過去のあらゆる智識を含有するに依り、古來の英雄及び功業の事蹟を知ることを得べし。故に圖書の集積は、大學中の最善なる大學なりと謂ふことが出来る。何となれば大學とは圖書の読み方を教ふる所に過ぎざればなり。詰り事物を研究するに、結極吾人は圖書其物に倚らねばならぬ。

圖書館理想論 (レグラー著)

智識は近代生活の要求なり。智識は生活のあらゆる方面に於て欠くべからざるものなり。智識は力なり——然れども智識の力は智識を知り、智識を給與されて居る人數の多少に比例す。而して革新されたる公共圖書館は常に智識の給與者である。

七

圖書館員の職分發揮困難事由要項

一、社會的事由

(一) 生活多忙 (二) 人は自尊心と樂を好む (三) 父兄は子供の讀書を好まぬ傾向 (四) 劣悪書氾濫

(五) ラヂオ、映畫の發達

二、圖書館事業輕視

(一) 圖書館費不足(國庫補助もなし) (二) 館員養成の不足 (三) 施設經營放任 (四) 關係規則不備

八

論語泰伯篇

大學

論語學而篇

論語子罕篇

左傳襄公三十一年

論語子張篇

王安石

王安石

圖書館國策刷新の必要要項

- 一、圖書館費増額
 - 二、館施設細目制定
 - 三、命令的内容充實
 - 四、館員優遇
 - 五、館員養成獎勵
 - 六、圖書館視察官設置
- 以上

第七、第八の二項に就ては、各細目の夫れ夫れに就き、聊卑見もあり、世論もあることと思ひますが、今回は單に項目を擧ぐるに留どめ、之を以て私の話を終ることに致し度いと思ひます。五六日前東京から歸つて參つたばかりで、纏りの付かない御話を申上げ、恐縮に存じます。長時間御静聽を下さいますて寔に難有く、厚く御禮を申上げます。

圖書館診斷 (特に通俗圖書館に於て)

東置賜郡高島小學校 小 關 榮 助

一、序

圖書館診斷と云ふ奇異なる言葉を好んで用ひるのではない、用ひねばならぬ、用ひる事によつて内容を適切に表示し得て、尙且つ本文の記述の目的に合致させる爲に私の選んだ言葉であつて、同様の事は拙篇「農村圖書館の研究」の中にも少しく説明してある。本文は謂はば上記主意を系統的に一層詳細に記述せんと試みたものに過ぎない。

筆者の淺學を以てしてはこの題目を満足に系統付け、理論付ける事は困難か、不可能かであつて勿論本文に於ては其の全般に涉つて論究しやうとは思はない。單に其の概念に止め、其の項目を説明する程度に止め度と考へて居る。本文の標準となる各種統計は、本縣及文部省の統計を材料とせるものであつて、不足の部分は私の統計を充用してある。

社會教育指導の文化的にして且重要な圖書館の健全なる施設と其の全活動は、其の結果する處善良健全なる社會的教育効果を豫想する。圖書館の効果は、是の如く、それ自体の健全なる活動にまつものであつて、活動なき存在は、同時に生命なき存在である。

生物の活動は其の健康に待たねばならない。然し健康なる身体による活動の總てが善良にして有効だとは斷じられない。吾人はこゝに於て身体的に健全であり、同時に合理的經濟的なる活動ある有機体を希望する。同様に圖書館の形式の完備と、合理的活動と相待つて初めて所期の結果を修め得るものである。我邦圖書館界は今や形式的完備に忙ぎつゝあつて、其の館數に於て、普及率に於て、藏書冊數に於て相當發展してゐる事は何人も認める處であらう。圖書館學として新に一分科が獨立して研究の歩を進め、目錄法に、事務の形式に、分類に、それ／＼専門の研究の進められて居る、然れ共一歩足を通俗圖書館の上に向ける時、吾人は先づ何を見るか？

急進の都會は道路あつて後に市街を生ずるのは新開地に見る處である。現在の群小圖書館は謂はば、新開地開拓の爲に開かれたる道路に、一面の草が生へ繁つて居るの觀がある。目錄法も、分類も、經營の方法も、所謂町村立圖書館の上を反映する處幾何であらうかを疑はねばならない。社會文化の尖端は大圖書館によつて決定される。然し文化の水平線はこの群小圖書館によつて決定される。水平線を高める事、それは一國の文化の急激なる進展に外ならぬ。群小通俗圖書館の各々一つ一つは極めて小さな、或は二、三百冊の文庫より二、三千多くも一萬を越へない藏書を持つて居るのであるが、其の任務と效果の點、到底都會大圖書館の畫て及ぶ處ではない。

全國二萬に近き小圖書館の大部分は其の藏書(推算二千萬冊)は死藏されて居る。古代王立圖書館は藏書を貯藏保管した。然し乍ら現代小圖書館のそれは斷じて貯藏保管ではない。又其の必要もなければ、何人が之を肯定し得やう。此の大多數の死藏されたる圖書を如何に働かすか、社會教育家は先づこゝに注目し、圖書館指導者は先づ考へねばならない。專任司書のなき事、其の一である。人口密度の小なる事、交通の不便なる事、教育程度の低き向學心の少き青年を讀者に持つ事、いづれも其の理由であらう。然しこれが決定的なる理由とは認められない。然らば其の理由は何であるか。

反省なき行進は盲進である。自己を知らざる行動は必ず行き詰りを生ずる。現在小圖書館の行き詰りは實に自己を知らず、反省なしに盲進した結果である。果して彼等は自己の圖書館が何が故に不振であり、且つ讀者が何に興味を持ち、如何なる時機に宣傳の效を奏するかに付いて、深き反省を繰り返したであらうか。

群小圖書館は今や營養不良に非ざれば、日射病を患ひつゝある。私のこの小文はこの病患を診斷し、原因を探求し、治療を加へんとする點に於て、換言すれば、現在小圖書館更生の方法を考究せんとするを目的とする。

材料に於て、見聞に於て自ら耻ずる處あるを顧みず草する所以も又こゝにあるのであつて、幸ひに識者の注意を引くならば私の望外の幸福とする所である。

一、診斷の必要と其の可能性

脚下を見よ、の語は又吾人圖書館界に關係するものに取りて味ふべき言である。吾人の爲せし事、爲す事、爲さんとする事は、必ずしも常に正しき事ではない。殊に不定なる讀者を相手とする圖書館の活動は、其の效果に於て、反響に於て、吾人が正しく認識する機会が極めて少ない。

圖書館の合理的發展と其の活動は、其の施設としての組織、事業の上に改革を及ぼし、一方内容の充實を計つて、大いに讀者を吸收増加せしむる事は從來好んで取り入れられた謂はば唯一の方法であつた。

是の如き多大の經費を要したる改革が必ずしも成功したとは謂へない。或場合に於ては無用の長物であつたり、其の方針を誤れる結果、かへつて貸出の減少を見たる例も少くない。是の如きは其の内容と地方とを考究に入れざる結果と謂はねばならない。

現在及過去に於ける該圖書館の活動を嚴正なる立場より是を客觀して其の行くべき處を冷靜に考究せねばならぬ。此の事に關して少しく説明を試みやう。

圖書館の成績は何によつて決定するか？、商店の利益の計算は其の材料さへ完備するならば甚だ明瞭である。如何に困難なる計算が伏在せるにせよ、其の理路は整然としてゐる、事業團體の利益

計算は是の如く明瞭であるが、學校教育の効果を云々せんとせば、前者以上の困難がある、答案に現れたる點數は決して其の儘では比較する譯には行かない。學校の教育が、實社會の下に於て如何によく活用されたか、然して又其の教育を受けざるものに比し幾何の成績を挙げ得たかも考慮せねばならない。然も尙これのには不充分である。圖書館、博物館等の社會に及ぼせる効果は前二者以上に不明瞭である。嚴密なる意味に於て、是が比較は不可能であると謂はねばならぬ。

圖書館診斷の材料となるべきものは實にこの不明瞭なる「過去に於て該圖書館が如何に活動したか」、換言すれば「如何に社會的效果を收め得たか」に求めねばならない。この不明瞭なる困難を越ゆる爲に私共はこゝに一聯の假定を考へる。

『圖書館に於ける圖書の貸出は、該館を通じてなされたる、效果に正比例する』

この假定は甚だしく突飛なるものでない、と謂ふ事は何人も認める所であると信ずる。其の詳細なる點に於ては不正確を免れざるも「通俗群小圖書館」なる範圍に於ては適要さるゝものと考へる。

是の如く假定の承認する時は、圖書館診斷の對照たる。該館の過去及現在の業績は、其の館を通じて爲されたる貸出數に比例するから、貸出數を直接對照として差支ない事を知つた。然らば、如何なる觀點より如何なる標準によつて之と比較すべきかの、所謂診斷尺度の問題は残されてゐる。總て文化科學的標準には時代による適應があつて變化する。自然科學的法則を圖書館の標準として

要求はされない。加之圖書館には地方による特異性が甚だしい。教育程度により、人口密度により、乃至は特殊産業存在如何によりて甚だしき特異性がある。最も「通俗圖書館」なる範圍のみを限るならば幾分この點は救はれない事もないが餘程の理論的困難がある。

圖書館本來の理想を標準と考へても其の標準は立つし、又多數圖書館の共通點を平均して得たる値を標準と考へる事も出来る。私共は後者、即ち多數圖書館の統計的平均をこの診断尺度に選ぶ。こゝに於て診断尺度は選ばれ、其の對照は認容される。即ち圖書館診断が必ずしも不可能でない。と云ふ一つの命題に到達した。次に何故に圖書館診断が必要であるかに一言する。近時教育に於て個性調査が高唱され、個性に則せる教育に總ての教育者の頭が傾けられて居る。個性調査とは、被教育者の全般に涉つて個人の特性を調査して、其の環境、身体、能力、習慣、日常動作に迄及び、之によりて各個人の長短を明にし、其の指導目標を確立し、指導方法を考究するにある。この運動は近年に發達せる教育學の一分科であつて科學的に研究が進められて居て、相當實用化される迄に發達してゐる。

性能調査は必ずしも個人にのみ行なはれるものでなく、時として、否個人を團體の上より正確に眺める爲に、密接の關係を持つて團體を單位として行なはれる。之によつて教育集團としての、例へば學級、學校等の一般傾向を見る材料として、この材料の上に立脚した教育施設が加味される。私が圖書館診断なる一文を草する動機は實にこの教育界の新機運に因るものが多大ではあるが、教

育に圖書館を代入して得られる模寫ではない。私は圖書館診断が如何に必要であるかの一端を暗示する爲に前例を取つた。更に私は附加しなければならぬ。

書籍の集團が圖書館ではない。圖書は單に其の一要素たるに止る。學校に於ける教具に比する事が出来る。ただ、其の位置に於て讀者は被教育者であり、館員は教育者であり、圖書は教辨物たるの差異がある。圖書の充實は然るが故に教辨物の充實であつて、それ自身圖書館の教育効果には結果しない。圖書館を一集團として調査の單位とし、之を分拆し、比較する處に、其の館の長短が現れ出づる筈である。その表示は、或は豫期の如き場合も有り得やうし、或は又全く豫想に反する場合も有り得やう。單に是の如き事を知るのみであるならば私共は好んで繁雜に越くものではない。圖書館診断の表示は是の如く定性的であると同時に科學的に、換言せば定量的に數字により、或は品等せられて、詳細に表れる事により其の館の全面を、幾多の角度より多様に觀察され、其の細部も尙知る事が出来るからである。有機的統合の一部分はたとへ小部分と雖も度外視出来ない場合が多い。私の聞いた一例であるが、新聞紙閱覽室に靴を脱する不便を除きたる結果、新聞紙閱覽者も相當増加したが、それ以上驚異的增加が一般圖書貸出の上に表れて、館員を驚倒せしめた。如何にしても其の原因不明であつたが、遂に脱靴の不便を除いた事に歸納された。

それも單にマツト一枚であるから驚く。現在圖書館が相當活動してゐると自覺しても、或は其の環境に比し案外少ないものである場合も少くない。又現在の不振が案外の一小部分に未知の處にあ

るかも知れない。之を要するに、現在圖書館が果して健康であるか否か、不健康なりとすれば如何なる點に不合理が存し、如何なる原因によるかを探査考究するのが、圖書館診斷である。

圖書館の發展と圖書館診斷が如何に密接なる關係を有するかに就きては多言を要しないと思ひ省略する。

二、診斷と改善

醫師の診斷は治療に導く爲の一道程であり、教育診斷は教育指導の方向を決定し其の方針と方法を決定すべき爲の前提たる、教育系統の一部である。同様に圖書館診斷は圖書館の改善を豫想し、其の發展の爲の一反省であり、等しく圖書館經營の一部分である。他の圖書館より獨立した仕事ではない。

一個の目的に對しても幾多の方法は有り得る。又一個の欠點は必ず一個の原因と限らず種々と複合せる原因の結果たる事が寧ろ多い。

圖書館診斷は如何なる方法により、如何なる項目に涉るかは後章に述ぶる處であるが、其の結果は決して多きに涉るものではなく、其の範圍も、極限されてゐる、と同時に其のよつて來る處の原因も比較的明瞭に考案が出来る。診斷に對する療法たる、改善の方法は、圖書館經營の實際問題を含み、幾多の經驗を有する其の道老練の士にして始めて企て及ぶ處のものであつて、理論的にのみは解決出来ないものである。圖書館の實際的發展の上にこの種經營方法の實際的體驗の集積を希望して止まなす。

三、診斷と方法

本章に於ては診斷の方法と其の項目を概括的に述べて、詳細なる點に關しては後日を期する事とする。

第一節 形式的材料による診斷

一、圖書館の位置と設備

利用さるゝ事によつて始めて其の効果を現し得るものなる事は、前に述べた。即ち圖書館の活動的效果は、其の貸出によつて間接に表示さるゝものであつて、如何に多く貸出すかと、如何によく貸出すかの二點に重點を置かねばならぬ。本章は前者即ち、如何に多く貸出すかと密接なる關係を有する、圖書館の位置と設備に就きて説明する。

圖書館は町村の（こゝにては主として町村を論じてゐる以下同じ）文化的中心として存在する。文化的中心地は必ずしも、該町村の幾何學的中心ではない。他の事情に支配されない限り多くの場合に於ては、學校役場の所在地が同時に文化的中心地たる場合もあり、それが又幾何學的中心である場合もある。多くの農村に於て、是の如き幾多の例を見る。然し、停車場の存在によつて、或は

工場の存在、隣接市街の存在によつて、人間の週期的動きが或一定方向を限らるゝ場合に於ては、寧ろ文化中心地とすべき所は、幾何學的中心より相去る事甚しい場合がある。學校は兒童教育環境を考慮して、通學の範圍と難易を省察して、特定の兒童に教育する所であつて、圖書館は便宜の地にあり、交通、文化の心臟にあつて、不定の讀者を教育すべき所である。この故に、學校の所在地必ずしも、圖書館の好適地とは限らない。農村に於ては寄生的に小學校に附設せられる。これによつて建築費と管理費とを節約し、多數讀者たる青年男女との連絡を密にし、従つて其の利用の機會を得んと計る。然し其の不利のある點も同時に考へねばならぬ。學校は時として青年男女より敬遠さるゝ事がある。或は大部分の青年の傾向かも知れない。出身小學校の教員に其の弱點を握られて居る事を自覺するによるも或一部分の者は、かへつて出身學校に對して敵意を持つものすらあるかゝる思想は青年をして學校内の圖書館を利用する事を喜ばない。某農村圖書館利用青年の學校に於ける成績の統計によれば、他の獨立圖書館の讀者に比し總て優秀なる者のみにして劣等なりし者の存せざりし事は、此の間の消息を餘りなく語るものである。

故に學校に寄生的に圖書館の存在する事は種々の便宜ありと云ひ乍ら、同時に半數以上の讀者を失ひつゝあると謂はねばならず。こゝに於て圖書館の獨立問題が考慮されねばならない。要約すれば學校附設の通俗圖書館は寄生的存在であつて、健全なる獨立的存在ではなく、之によりて讀者たり得べき一部青年を、取り逃す事となり、圖書館の不適性と云ふ立場より見れば一つの歪められたる形である。

次に圖書館の設備形式に就いて考案しやう。圖書館の位置は、圖書館の生活形態の一部を決定すると同様に、其の設備形式は消極的に其の活動を決定する。この意味に於て圖書貸出の上に甚大の影響を及ぼすべきものである。館の間取りの都合上新聞紙閱覽所を二階に取つてあつた圖書館に於て、間取り改造の結果階下に之を遷す事にしてから突然閱覽者が増加した例がある。脱靴の繁を除く事によつて讀者の増加を來たした一例は前に記した。是の如き僅なる設備が直ちに貸出數の上に二倍、三倍として影況する。諸設備は總て讀者の便宜を考慮して爲されねばならぬ。或る圖書館に於ては、館の一室を談話室に充用して讀者の便宜を計つて好評を博して居る。この好評は直ちに其の活動の上に好結果として現れて來るべきものである。外國都市圖書館は必ず、講演室を持つて居て、各種の講演がこゝにて行なはれ、圖書館は其の主催となつて便宜を計つて居る。我國に於てもこの風は、或は展覽會として、講演會として、大都市に行なはれつゝあるが未だ其の設備を有せぬ小圖書館に於ては行なはれて居ない様である。屋外の花壇、遊歩場の設備、特別閱覽室の設備、殊に婦人閱覽室の設備の如き、最も重要なものであらう。要するに其の諸設備は讀者の爲の便宜と簡單化、通俗化でなければならぬ。

設備の不完全は身体的の不具であり、設備の不合理は機質的疾患である。

二、開館

「圖書館は醫師と同様に何時にても讀者の要求に應ずる用意がなければならぬ」と考へる。讀者の讀書は計畫の場合もあり、發作的に内心に要求感を持つ事もある。圖書館の門戸は彼等の爲に常に開かれ、彼等の慾望を常に満足せしめ得べき覺悟がなければならぬ。かくて圖書館の活動は最も完全に、より有効に果たされる。

普通農村圖書館に於ける開館日は、學校に附屬し、且つ其の司書は教員の兼務による關係上、大抵は學校の授業日と限定されて居る。開館時間の如きも教員の勤務時間と異なる處がない。この時間は農村にありては繁忙な時間であつて、其の職務の爲に費やされるのが主要であつて、一部特殊の人達によつてのみ利用される。幸ひに晝間補習學校があつたり、青年訓練、或は集會の折に利用されるに過ぎない。統計の示す所によれば、かゝる開館時間を有する圖書館の貸出数は其の八割五歩餘は、前記青年訓練等にて集會すべき日に貸出されてゐる。又圖書館が獨立して夜間九時頃迄貸出する處に於ては、かゝる集會日に貸出されるのは四割二歩に過ぎない。この二例から抽象して云々するは輕卒ではあるが、少くともこの二例の示す所によれば後者は百の貸出率と假定するならば前者即ち授業時間中のみ貸出するものは四十九・五に當り他の五〇・五の讀者を取り得べくして吸収しない事になる。

圖書館の開館時間が如何に重要なかを述べた。然して其の時間はこの章最初に記した如く醫師の如く常に門戸を開いてゐねばならない事に悟るであらう。

讀者登館時間の平均は其の土地の事情・季節によつて異なるが、午前少く正午過ぎに少し多くなり午後三時以後午後五時迄は少しく減じ午後六時より八時迄増加して、八時以後は急に減ずる。これが農村に於ける夏季の讀者である。都會に於ては、學生を主たる讀者とするから、平日に於ては午後二時以後に急激に増加して午後五、六時一旦減少し午後七時頃より八時の間特殊なる讀者があつて、普通九時閉館される。

之を要するに通俗圖書館の貸出は、それが學校附設のものであれば、授業時間のみ貸出す事により全讀者として可能なるべき人員の半數を單に時間の爲に失ひつゝある。勢ひ時間の擴張と夜間貸出を併せ行ふ事によりて其の全能力は發揮される。午前八時より午後九時迄少くとも民衆の爲に其の戸が開かれねばならない。

又開館日も重要な關係があつて、殊に日曜に閉館する事は非常な損失である。然しこの損失は館の大小に正比例するものであつて、農村小圖書館がこの爲に減少する貸出冊數は大圖書館の割合より甚だしい。其の館の藏書冊數と等差級數的に、この影響を受ける。

私供は當地方に一ヶ月一回定日の理髮店の休業を知つて居る。この爲に先づ本日は休業日か否かを確めて後理髮に行かねばならない。誠に小さき、然も定期的のものではあるが我等の出足をくじく事は決して小さくない。他に代用不可能な理髮の事故、この爲に客を減ずる事は想像されぬ。その日の客は他の日に分散され得るであらう。圖書館に於ては是の如き必要性が現實的なものと比

べれば、其の日あり得べき讀者の大半を失ひ、且つ常に讀者に對して不安の念を懐かしめる。
この故に一ヶ月一日の休館は三十分の一の減少である。隔日開館にては將に其の能率は三分の一
四分の一に減ずるに違ひなし。

更に本章を要約すれば、圖書館は毎日、然も長き時間に涉つて門戸を開放する事によつてのみ其
の全能力を現し得るものであつて、之と相異するものは健全なる能力者として認める事は出來な
し。

三、貸出の方法

圖書館の效果は直接貸出數によつて現されるものではないが、間接的に其の效果を決定するもの
である事は、前節に論じた處であつて、圖書館は先づ多く貸出さねばならない。貸出は即圖書館の
唯一の方便と考へられて居た時代もある。現在にては其の他の附帶事業も又、圖書館の目的中に新
に加へられた。然し是等も又多くの場合、貸出數を増す一つの方法として行はれる。

貸出の方法は大別して館外貸出と館内貸出との二つに分ける事が出来る。更に他の方面より、開
架貸出と傳票貸出との二つに分け得られる。この二方面に分つて説明を試みる事とする。

貸出の手續は平明簡易なるを要する。特に熟練する事を要する底の組織は、徒に讀者に繁雜感と
一種の敬遠の情を起さしむる許りである。館外貸出に關しては小圖書館にては何等制限のない所が
多い。大圖書館にては保證人或は保證金を要するのが多い。この爲に好學の士でもこの繁雜と條件

の爲にこの制度を利用なし得ない者が少くない。一方圖書館より見る時は、是の如き條件によりて
紛失と、不經濟とから救はれる便宜はある。

米國に於て始めて開架圖書館として社會に進出したる時、總ての専門家は、圖書の紛失と汚損を
憂へて猛然と反對の立場に立つた。やがて數年の後、開架圖書館と然らざるものとに於ける紛失率
がかへつて前者の少き事を示し、以來圖書館は續々と開架制を取るに至つた。この驚くべき事實は
必ずしも説明不可能ではない。我々は壓迫され制限される時に之に反抗せんとする彈力を有する。
特に青年期に於てこの心理的傾向は甚だしい。故に圖書館に於て制限と嚴肅に過ぎる事はかへつて
紛失と敬遠を買ふ場合さへある。大膽に總ての繁雜と制限を整理する事によつて來る結果は決して
豫想の如くなるとは思はれない。それは案外の好結果であらうと信ずる。

かくして先づ平民的に、民衆との間に一分のすきも無き然も平易なる手續にて足りる圖書館たら
ねばならぬ。

館外貸出と館内貸出とに就て述べる。農村小圖書館に於ける館外貸出は總貸出數の八割七歩に達
する。これは農村の事情の然らしめる所であつて、館内にて閱覽する者は極めて特殊な者に限られ
る。普通は圖書を借出して持歸り、家事の餘暇に之を讀まうとする者である。であるから程度も低
く、娛樂を加味したものが非常に多い。都會に於ける大圖書館に於ては全く反對にして館外貸出は
多くも一割を越ゆる所がない。小都市の圖書館に於ても二割乃至三割である。



是の如く館外貸出は小図書館獨特のものであつて、小図書館にてはこの制度なしには生命の持続も困難とせられる。館外貸出の性質と利用に關しては、今記述の目的ではないから省略する。

普通貸出(傳票貸出)と開架式貸出(公開式)とに就きて述べれば、論ずる迄もなく公開式のもの利用率は非常に良好である。ただこの方法は少しく設備の要する事と紛失の憂ある事である。(此章前半参照)

同一状況にある如き二つの図書館にて一方は公開一方は非公開の制度の下に於て、貸出數を、人口其他にて補正して比較するに、公開式にありては非公開式の倍數に近き成績であつた。恐らく數字の儘信じて良いと思はれる。然し同じく貸出されたるものと雖、書名によつてのみ選ばれたるものと、内容の一斑を見て後選まれたるものとに於ては、其の利用價値は恐らく二倍乃至三倍に上るであらうと考へられる。事情の許す限り開架図書館とすべきは論を俟たない所である。

四、巡回文庫

巡回文庫にも種々の新式があるけれども之を要するに、分遣図書館たるには變りがない。巡回文庫は主として中図書館が指導的地位にあつて、他の郡小図書館の經費難による新購入圖書少き處に貸付け、其の一内容として充實援助するものと、全く図書館の無き地方の青年會、女子青年團、軍人分會、農會等に貸付け、図書館の恩澤を受けしむるものもある。他には、指導的地位にある中図書館が學校又は特殊集團に貸付くるものと、小図書館が該町村内にて比較的交通便利なる所に送る

ものとの四つに分ける事が出来る。而して其の多くは、特定の團休長をして之を管理せしむるもの多く、図書館直接之を管理するものは非常に少ない。全國に散在する郡教育會立及縣立図書館は多く巡回文庫を持つて居る。特殊なる図書館にありては全く巡回文庫をのみ専門としてゐるものすらある。

巡回文庫の發生は、民衆の便宜の爲に図書館が出張店を開きたる如きものに因して發達したるものであつて、図書館直接の管理なき結果非常に利用の上に差異がある。管理者の有能が否かは決定的な結果を持つものであつて、若し不忠實なる、好意なき管理者ならんには幾多の書籍は死して動かない。又理解ある有能なる管理者の下に於ては驚くべき利用率を示す。

巡回文庫は小図書館が輕々に畫つべきものではない。書籍を分散せしめる事、必ずしも利用を増す所以でないからである。自館の書籍の減少による、本館讀者の不便を考へなければならぬ。若し之を行ふとすれば充分なる調査と準備を要し、殊に管理者を適當に選任して更に管理者を管理せねば所期の効果を表す事は先づ困難と思はねばならない。

要するに巡回文庫は如何に之を管理するかによつて其の利用効果の上に重大な關係があるものであつて、危険をとものふ事を考へ、不安心なる時は之を出さぬに如くはない。

第二節 實質的材料による診斷

一、藏書の數

館の大小は藏書の數と經費の多少によつて決せらるゝ。私は今この藏書の數によつて圖書館を比較するのでは無い。圖書館の勢力範圍は、小圖書館に於ては自治團體と共通する。學校圖書館及中心的指導的圖書館はこゝにてしばらく除外して一般町村立圖書館を對照とする。

自治体内(町村)人口と、其の館の有する圖書數とを比較して、充實係數と命名する。

圖書館藏書の充實係數は人口を以て藏書冊數を除して得た商を云ふ。

充實係數は人体に於ける營養であつて諸外國、殊に米國獨逸等のものを換算して充實係數を示せば

營養甲	充實係數	一、〇〇以上
營養乙	充實係數	〇、五以上一、〇以下
營養丙	不 良	〇、三——〇、五
	甚 不良	〇、三以下

即ちこの例によれば理想としては少くとも人口一人に付一冊の藏書を有しなければならぬ。我國農村圖書館の平均は恐らく〇、三五に達しないであらうと思はれる。之は創業時代として止むを得ない事である。我山形縣の平均充實係數は〇、二八であつて、營養的に見れば甚だ不良に屬する又之から逆に町村人口から逆に日本平均藏書冊數、縣平均冊數を計算する事が出来る。

圖書館藏書の増加は同時に館自体の發展であり、充實係數の進展である。都會と農村の充實係數が同じであつても、都會のそれが實質的に、利用價值の上から見て充實の度が高い事は論ずる迄もない。故に充實係數は小圖書館相互の比較たり得るに過ぎない事を承知せねばならぬ。

二、藏書の程度

讀者の程度によつて藏書の種類を考究せねばならない。讀者の學力に即しない圖書は活用されないのは論を俟たない。眞の活用は讀者に全く合致せねばならない。農村の讀者の學力程度は主として高等小學卒業程度であつて、中等學校卒業程度以上は極めて少い。然るに一般的に通覽すれば、程度の高きに失する事が多い。これは圖書選定者の罪であつて、自己興味を中心とするからである。

藏書の程度は、然し乍ら少しく高きに求ねばならない。これは讀者の要求する所であつて餘りに程度低ければ、かへつて利用せられない。これは登館者の自尊心の然らしむる所も多分にある事と思はれる。

學力高き者と學力低き者と同數なる處を比較すれば、學力高き者は低き者に比し、より多數の圖書を準備せねばならない。これは學力高き者の興味を中心が多方面に亘るからである。高等小學卒業程度の讀者の求むる範圍は大體に於て限られてゐる。

故に中等學校卒業以上の讀者が少いとて余りに少數の準備にては足りない。農村圖書館利用者に

是の如き人の比較的少ないのは、其の蔵書が比較的少く、其の求めに應ずる事が出来ない結果、かへつてこの指導的地位にある讀者を失ひつゝある。「圖書館に見るべきものなし」と彼等に放言する事は他のそれよりレベル低き者に影響する所が甚大である。寧ろ必要以上に備へ付けて、是等の讀者をより多く吸収する事も、圖書館發展の一方方法であらう。

三、蔵書の分配

前章に於ては主として蔵書の程度に就いて述べた。本章に於ては、更に之と密接の關係ある、其の種類につきて記述する。

分類に於ける部門は本章を記述するには餘りに詳細であつたり、門は余りに大に過ぎ適當しない今もつと具体的なる立場より之を説明するのが便宜である。

大圖書館はしばらく置き、農村小圖書館に於ける讀者は何を求めて圖書館に来るかを知らねばならぬ。

「第三は漠然讀書の多い事である。登館者總數の四〇％は漠然讀書慾によつて登館する。この漠然讀書慾に左右さるゝものは、女子に於て二〇％、成人に於て僅に一〇％であつて其の開きは可なり大きい。第四は娛樂として讀書する者の多い事であるが、成人の五〇％に比すれば青年及女子は幾分低率の四〇％前後である」(拙稿農村圖書館の研究より)

是の如く漠然讀書に左右さるゝものが殆んど半數に近いが、更に之を分拆的に考へれば意識せざるも無意識的に、目的を定めて來るものもあるであらうし、中には、何にかしら面白いものと云ふ様に娛樂的な心持で居る者もある。小圖書館に於ける意識的に有目的に登館する者は僅に三分の一に過ぎない。

娛樂として讀書する者の多きに一驚する者もあるに違ひない。こゝに於て圖書館の社會教育的目的と、讀者の態度の中に矛盾のあるのを發見するのであるが、娛樂を通しての社會教育も考へ得られない事ではない。

普通館員は娛樂的讀物を選ぶ事を好まない。特に講談を文學として論じない人もあり、多數の中には之を甚だしく蛇蝎視し、それが書架にある事を、品位を損ずると迄考へる人がある。果して然るであらうか。

この論中には總て講談は悪影響を及ぼすかの如く前提されて居るけれども、必ずしもそうとは限らない。武士道を強調し談話体にて進展して、平易の中に道徳を教へ、往時の思想風俗を傳へて居る。青年前半に於て何が故に是の如きものを歡迎するか、青年の讀書は積極的、空想的であり、極端を好む。従つて其の目は未來の外に向けられ、其の心は英雄の上に躍つて居る。雄飛を空想し、眞理探究に渴望し次々と來る疑問の解決に悶えて、此等を讀書の上にも求むる。講談の誇張架空、英雄的なものが喜ばれるのが寧ろ當然であつて「低劣」と付けるべき性質のものではない(拙稿よ

利用率平均二三〇（一年間同一書籍が二回三分見られたと云ふ事）に於ける農村圖書館に於て、講談の利用率は三三〇を現して居る。又總貸出數の比は約二十五%に及んで居る。是の如き需要多き講談を排斥する結果は他の部門に於ても、貸出數の減少を來す。それは講談を目的として來る者と雖も之のみは借出さぬからである。通俗的娛樂讀物が如何に讀物を吸收する力が強いかは我等の想像の外である。通俗的娛樂讀物を讀者にこびて多く備へ付くる事は、圖書館の目的に反すると云ふが如き偏狹なる説をなす者がある。けれども漢學者流の、道德的讀物のみを偏し、或は公民、産業にのみ重きを置くのは、それは専門圖書館の爲す事であつて、少くとも農村圖書館の目的は、しかく嚴格に考ふべきではない。其の手續は健全なる農村娛樂を目的とし、之を通じ、又は隨伴的に他の讀物にも誘導する様になすべきである。學究の爲のみの圖書館を農村に求むる如き前者の意見の如く經營する事は、現在に於ても少なからぬ圖書館が其の運命にある如く、開館日も閉館日も館員の仕事に差異がなくなり、自滅の外なき状態となるであらう。

勿論圖書館には理想がなければならぬ。徒らに低劣なる書籍を集めて讀者に追従し、一大貸本屋の如くなる必要はない。さればと云つて、「武士は喰はねど高揚子」式の經營法をやり、讀者のなき圖書館を立て、多數の圖書を死蔵する事が、果して彼等の理想に到達する所以であらうか。極端なる論者は次の如く言つて居る、之は主として素人の意見ではあるが「圖書の選擇は、賣行

のよい圖書から、經費の有する限り、順次買ひ入れるを最上とす」「圖書館が低劣の故を以て購入せざる圖書を、購入せざる故に社會より封じたと思ふ位な鈍感はない。勝手に館外にあつて讀む事實を見なければならぬ」と、是等は圖書館の理想を知らぬ者の言である。經營者が如何に之を取扱つて行くか、それは一に其の人の技術に屬する。

小圖書館に於ては娛樂的讀物、文學を主とせる、通俗的にして氣樂に讀み得るものが約半數を占めねばならない。然し乍ら是等は俗悪であつたり、低級であつたりしてはならない、あく迄、氣品のある、面白き、健全なものでなければならぬ。

次に産業讀物に付一言する。圖書館（殊に農村）の目的の一つは、産業の開發に求めねばならない。現下の如き不況時代にありては新産業の發展はない。然し如何に既往の産業を經濟化するか、合理化するかには何人も期せずして一致する。そこに産業改良、經營の革新が起る。農村人は如何にして、暗示を得、何によりて啓發されるか、道は一つではない。けれども圖書館が圖書を通じて指導する位、根本的なものはない。單に不況時代のみではなく、日に新なる産業經營を指導するは其の一大任務である。

圖書館界の有識先覺者は早くよりこの方面に注目して、其の土地に適當なる圖書の備付をなして、今日見るべき効果を現して居るものが相當數に上つて居る。

産業圖書選定の上に留意すべき諸點は、第一に其の地の産業に即せる事である。農村は農村らし

く、漁村は漁村らしく、商工業を主とする町は又それらしく、其の最も適當なるものがある筈である。然して單に現在のみを見ず將來の推移にも留意しなければならぬ。然して此等を読む者は、相當の意氣と、期待とを持つて居る。餘りに程度の低きものは適しない。

産業圖書は利用率が高いものではない。又利用率の如何を左程考慮するの要もない。この圖書なき圖書館は最も大切なる部分を失へる不具者である。

女子の讀者がないとはどこの圖書館でも聞く共通の言葉である、女子は生活に多忙であり、餘暇がない爲であるか、私は左様には考へない。それは圖書館の側にも一半の責がある。先づ靜かに自館を顧みる時、女子の爲に小圖書館は何の設備と考慮があつたか？圖書は青年を主とし、貸出の方法は又青年讀者の便宜に備へ、其の宣傳迄が男子を中心として居て、婦人の爲の設備があつても、申譯に非ざれば、歪められたる形によつてなされたものであつて、婦人讀者の來らざるは、寧ろ當然過ぎる事である。是の如き設備と經營によつて、婦人に向學心なしと論斷する、一個の重要な論據とするは我等の斥ける所である。先づ婦人の爲にも理想的には男子と同様に考慮されねばならない。婦人向の圖書も可なり多く發行されてゐる。是等を勇敢に取り入れて備へ付けるを要する。

堅實を以て稱される圖書館にては新刊圖書購入に際しては周到なる考慮が拂はれる。殊に時事問

題に關するもの、所謂「際物」と稱さるゝものは先づ之を購入しないを原則とする。是等は總て其の利用期間が短い事に起因する『二、三ヶ年を過ぎて聲價の下らざるもののみを備へ付けよ』と教へるものもある。

是の如き言は一面の眞理ではあるが、同時に圖書館の機能を、目的を、性質を餘りに、小さく考へた、歴史的圖書館觀に於て存在する思想である。もつと廣く考へ度ものである。

時事問題位人心を引き付ける力あるものは他に少ない。もし之有るとすればエロ文學であらう。時事問題に關する圖書を備へる事には次の如き理由がある。

一、讀者の興味を極度に引き、其の利用率が非常に大なること、その爲に僅の期間に幾十人もの手に渡り、他の不向なる圖書が廢本として圖書館を去る迄の貸出數よりも、はるかに多きこと。
二、讀者より圖書館には新しきものもある、と云ふ好印象を與へ、其の全般的活用の上に多大の便宜あること。

三、この興味ある圖書が單獨に貸出される事なく、他の既有圖書も共に利用さるゝ事。
以上の三點によつて、決して不經濟なものでない事を知るであらう。

『時事問題の際物は圖書館のマネキンである』と論ずる人もある。圖書館活動の興奮劑である事は、等しく認めて良いと思ふ。が然し興奮劑の量を誤つてはならぬ。

農村には向學の志あつても之を達せられずに居るものが多い。此の人の爲に普通學の參考書も可

なり多数に備へねばならない。

本章を要約すれば、図書館に於ける蔵書は圓滿なる、調和がなければならぬ。この調和を亂す事は完全なる活動の前提を失つてしまふ。図書館が讀者に先づ何を讀ませべきかと云ふ高踏的立場より讀者が何を希望して居るかを先づ考へねばならない。求めざるものを與へる事は教育ではない。求めざるものは求むる様誘導して與へなければならぬ。

参考迄に讀者は何を求めたかの成績を附記する。

農村図書館の例 (人口三千)

文學	六一%
理學	一一% (含農學...約七割)
社會	八・六%
史傳	六・三%
修養	六・三%
裁縫手藝	三%
其他	四%
商、工、農を主とする小都市の例 (人口一萬)	
神書宗教	一・三%

哲學教育	七・七%
文學語學	四九・〇%
地理、史傳	一四・〇%
政治、法律、行政	二・〇%
財政、經濟、統計	三・二%
兵事、社會、家政	八・九%
數學、理學、醫學	三・四%
工學、産業	〇・九%
美術諸藝	一・七二%
總記	

四、貸出の方法

前節に於ても同様の題目に就て述べたが本章は、別角度より之を眺める事とする。

貸出方法の簡易化に就きては前章に於て記述を試みた。簡易化と同時に普遍化されなければならぬ。登録者とは図書館を利用せんとする人の一部であつて、餘暇と不便の爲に登録しない多数の人のある事を認識する時、そこにも亦別個の方法のある事を悟るであらう。然も是等の人は直接實務に携はるより多く、實際的智識を望んで居る人である。

文書による貸出と、出張貸出とがある。文書貸出は豫め目錄を配布して、その中から選定して借

出を希望して来る。農村に於ては何等資格的制限も必要としない。この希望に對して圖書は配達される。郵便による方法、特別配達夫を雇入れる方法、小學校兒童に委託する方法等あるが便宜なものを取ればよい。

出張貸出は我邦に於て行なはれて居るのは未だ聞かない様であるが、歐洲殊に獨逸に於て盛に行なはれてゐる。車に簡易な書架が積まれ、部落／＼を廻つて歩く。野良に働く農夫は、車に集まつて来る。かくして家路に急ぐ時には、片手に書籍が持たれ、食後燈下で讀まれる。

動もすれば圖書館の社會進出、圖書館の民衆化する事を甚だしく喜ばない論者がかへつて小圖書館の當事者に多い。品位を低め、神聖を害すると考へる。舊時代の教育思想の然らしむる處であつて、是の如き館に限つて貸出の少ないのは何人も想像する處であらう。

圖書館の貸出は平易簡明であり、登録者に對しては開架法によつて選擇に便し、登録不可能の者に就きては、文書貸出又は出張貸出の制度により、兩方面より、讀者の便宜を計つて始めて、其の機能を満足せしむる事が出来る。

五、宣傳の方法

宣傳なしに圖書館を經營した時代は過ぎて居る。其の頃の讀者は一般好學の徒のみで、宣傳を必要としないもののみを對照として居た。即ち圖書館は一部特權階級のものであつた事に於て、昔に於ける、王立圖書館、貴族圖書館、大學附屬圖書館と進展した。各種圖書館と其の性質を同じうした。

圖書館事業の大革命は一部特權階級の所有から、一般民衆の手に移つた事である。この大革命は未だ完成されて居ない。大學及學校圖書館が開放され、農村圖書館が一段と充實しなければならぬ。又たとへ形に於て平民化されたものであつても、民衆は未だこゝ迄達して居ない。特に田舎に於ける一般民衆は讀書に對して未だ無關心の者が少くない。讀者が積極的でなければ、圖書館が積極的に働きかける必要がある、一般的方法、それは宣傳である。

宣傳の方法は多種多様ある。大別して抽象的と具體的とに分ける事が出来る。詳細なる方法は別稿を参照され度い。

宣傳には自ら時機がある。讀者が將來に來んとする時、即ち讀書の環境が完備に近づく一步前に於て、全民衆の注意を引き起す事によつて、其の讀書意識を表面化させるのは最も有効である。

一般的に言ふならば、讀書は餘暇ある時に最もよく爲される故に、如何なる階級が如何なる時に餘裕があるかを承知せねばならぬ。

又同時に必要に左右せられる。例へば農村に於て、耕作以前に農業者が需要せられ、刈取期以後に經濟書が選ばれる所以である。

この社會の動きを觀察して、社會の中にあり乍ら、時機を選定して適切なる宣傳を爲す事に注意する。

一般農村は十月以後に於て最も餘暇がある。この時機を逸せず宣傳しなければならぬ。五、六月の候の繁忙期に宣傳するともそれは單なる徒勞である事に氣付く。「一日一頁侮り難し」の如き標語より、其の地方に於ける主要新聞の廣告欄に大書されたる小説類を主題として「何々を備へました」と云ふが如き方法は効果的である。

宣傳の効果は小圖書館程著しい、大圖書館参考圖書館にはそれ丈け固定讀者の多いのを語つて居る。

六、利 用 率

利用率とは蔵書が一年間に何回利用されたかを示す尺度であつて、貸出率と云ふも同義である。

貸出数を蔵書數にて除し、之の商に百を乗じたものにて表される。例へば蔵書百冊にて、一年間四二五冊貸出したりとせば、其の利用率は四百二十五である。

利用率は蔵書全般に涉つて計算する場合と、各部門別に爲す場合の二つが必要である。例へば山形縣の蔵書對利用率は二百四十八である。

合理的に最も良く經營されたる圖書館に於ては、千二百にも上る處がある。某兒童文庫にては四萬五千三百の利用率を示す所もある。

自前の圖書利用率如何は是の如くして其の大約を知り得る。然し乍ら充實度の小なる所では、利用率は大きく、充實度大なる處は利用率は小さい。この利用率と充實度の間に何等かの、圖書館活

動率と稱すべきものが存する事を豫想するが、之を實驗式と化す事は多數の統計的材料を要し、筆者に於て研究中であるが、其の成果を未だ發表出来ないのを遺憾とする。

次に同一館内にありて各部門毎に利用率を計算する事によつて、利用率高き部門は貸出に比し蔵書の不足を物語り、低きものは、需要少き圖書の死藏さるゝもの多きを語る。これによつて、圖書購入の参考と爲し得るものであつて、比較的簡單に計算さるゝものであるから、試みられん事をおすゝめする。

七、圖書の選定

本節第二章及第三章に於て、圖書の種類と程度に就き記した、圖書選定の機關は重要であり乍ら、閑却され易い。殊に小圖書館に於て然りである。館長專斷となるか、館員の獨裁に終る危険がある。自己の趣味と性格と程度が無意識の間に取り入れられる結果、甚だしき利用率の偏りを現すものである。

善意になされたる結果も是の如き結果に終るものであるから寧ろ他に之を移すに如くはない。讀者會、又は圖書選定委員——廣く各方面より選任されたるものによつて選定されるならば、比較的偏らないものが出來、且つそれ等の人達によつて、圖書館が理解され宣傳されて行く。自己の選定になるものを誇り紹介せんとするのは人の自然だからである。

八、附 帶 事 業

附帯事業は必ずしも直接の目的を貸出増加に置かない。然し是によりて、圖書館が理解されて、間接に利用さるゝ事は甚だ多いと言はねばならぬ。附帯事業は近時、各大、中圖書館に於て目覺しき進展をなしつゝあり、圖書館發展の一大進路となつて居る。詳しくは別稿「農村圖書館の附帯事業」を参照され度い。

三、圖書館治療

圖書館の表す病状は、圖書不充實と貸出不振とである。圖書不充實は人体に於ける營養不良であつて、經費を取つて充實せしむるより道がない。

貸出不振には種々の原因がある。

- 一、圖書館の位置の不適當
- 二、開館日の不適當
- 三、開館時間の不適當
- 四、貸出方法の不適當
 - 一、手續上の繁雜
 - 二、圖書選擇の不自由
 - 三、館外貸出の有無

四、文書貸出の有無

五、藏書の程度の讀者に即しない事

六、藏書分配の不適當

- 一、女子讀物の無き事
- 二、娛樂的文學讀物の少きこと
- 三、産業圖書の不足
- 四、時事問題に關するものなきこと
- 五、圖書が偏する事
- 六、圖書が餘りに教育的にのみ考へられて選擇されたること

七、宣傳の方法の不適當

- 一、時期のあたらざること
- 二、方法の誤れること

八、附帯事業の不振

然して之を診斷すべき利刀は、圖書の充實に關しては、圖書充實係數により、貸出數に關しては、圖書利用率によつて、比較して、自館が如何なる位置にあるかを知らねばならない。

果して如何なる原因によるかは、其の圖書館の個性があり、其の土地の發達程度、讀者の種類に

よつて一定ではないが、大体に於て靜かに反省する時、そこに必ず何物が是の如き結果に至らしめたかを尋ねる事が出来よう。原因のある處に療法は自から開ける。それはその原因を除く事である。其の館の歴史と個性と讀者の性質によつて同じではない。そこに經營者独自の残されたる、天地がある。本文に於ては深くこの問題に入るを避ける。

四、結 論

現在不振の群小通俗圖書館の活動をして、現在の經費と、現在の藏書と、現在の組織の下に於て、少くとも五倍乃至七倍の成績を挙げ得べきを私は自信する。これは決して誤つて計算されたるものでなく、幾分少く見積りたるものと信じて居る。

單に、コット、一つによつて二割以上三割の効果をも挙げ得べき、デリケートな存在である圖書館が反省して、總ての點を讀者の心理に即し、簡易化し、民衆化する時、その結果は餘りにも明白ではあるまいか。

館員は事務員ではない。重要な社會教育家でなければならぬ。圖書館學を修むると並行して、讀者心理と、貸出戰術を學び常に自館の反省をなし乍ら、讀者と共に發展せしめんとする、熱と意志により、自己を自己にて診斷し、治療し、診斷し、治療し乍ら、その目的、理想に向つて進む處、必ず報ひらるゝ所があるに違ひない。

參考圖書館又は大圖書館、又は縣立圖書館は既に古き歴史と、斯道の専門家によつて完成に近づいて居る。獨り小圖書館のみがこの進運から取り残されたる觀がある。この通俗圖書館、換言すれば、國民の文化的水平線を決定すべき、國民的一般圖書館振興を思ひ拙文を草した次第である。

財團 光丘文庫の概況
法人

此の度紀元節の佳辰に當り全國優良圖書館の一として、文部省より選奨の光榮に浴したる光丘文庫の概況は次の如くである。

一、創立竝に財産

本文庫は酒田市富豪本間家六世の祖本間四郎三郎光丘翁、生前の功績を以て贈位せられ、且つ郷社光丘神社に祭祀せられたるを機とし、故本間光彌氏は全家累代の遺志を休し、圖書、建物竝に基本金を寄贈し、大正十二年六月一日創立せられたるものである。

1、基本金拾萬壹千八百五拾圓

内 譯

- 一金五萬圓 大正十二年六月一日維持基金として故本間光彌氏寄附
- 一金貳萬圓 大正十五年四月十五日故本間光彌氏寄附
- 一金壹萬圓 御大禮奉祝記念として昭和三年十一月十日故本間光彌氏寄附
- 一金壹百圓 昭和五年七月八日賛助員佐藤善兵衛氏寄附
- 一金五拾圓 昭和六年八月二十二日酒田町長中里重吉氏寄附

一金壹百圓

昭和七年二月十七日故白崎謙吾氏の遺志に依り寄附

一金貳萬圓

昭和八年六月一日光丘文庫創立滿十周年記念として本間光正氏寄附

一金壹千六百圓

自大正十五年度至昭和八年度八ヶ年間、本文庫經費中より蓄積したる總額

2、建物及備品

一、鐵筋コンクリート造、銅板葺二階建本館一棟

建坪百七拾八坪六合、評價格金五萬五千九百八十一圓

一、鐵筋コンクリート造、銅板葺三階建書庫一棟

建坪六十坪、評價格壹萬五千圓

二、圖書

四萬參百貳拾貳冊

一、備品什器

貳千八百貳拾參點

評價格貳萬貳百貳拾貳圓

二、行啓竝に御臺臨

大正十四年十月十四日

天皇陛下東宮御當時に 行啓あらせらる

昭和三年九月十七日

朝香宮殿下 臺臨あらせらる
 昭和六年八月二十二日
 澄宮殿下 臺臨あらせらる
 昭和八年二月二十八日
 伏見宮殿下 臺臨あらせらる

三、經營の概況

- 1、館内閱覽 毎日 自午前九時 至午後九時
 休館は毎週月曜、四大節、年末年始、記念日並に其の他
- 2、大禮 記念郷土参考室
 昭和御大禮記念のため、全三年十一月本文庫内に附設、毎年度約参百圓の豫算を計上し、主として地方の文献史料を蒐集する外、美術工藝品、博物標本等常時約貳百點を陳列。其の他木間家及篤志家に請ひて隨時陳列品の代謝を行ひ、學術研究、趣味實益の向上に資し、圖書館教育の補助機關とす。
- 3、附屬莊内博物學會
 郷土参考室の補助機關として、本文庫中心となり莊内三郡を糾合して莊内博物學會を組織す。

會員一〇六名、年會費一名壹圓とし、本部を本文庫に置き、支部を三ヶ所に設け左の活動をなす。

(イ) 總會 開催
 (ロ) 講習 會

昨年度は昭和八年八月一日より四日迄加茂港山形縣水産試験場の樓上にて、臨海講習會開催、講師山形高等學校教授今井一郎氏

(ハ) 講演 演

元徳島縣立農學校長 村井貞岡氏

溫海嶽の植物に就て

(ニ) 會員研究發表

昨年度研究發表は次の如し

理科教材としての蠶兒飼育に就て	本楯小學校訓導	信田春吉氏
天保義民に關する話	溫海簡易博物館主	清野鐵臣氏
海綠石に就て	鶴岡中學校教諭	齋藤宗雄氏
赤むもりに就て	右	全人
郷土に於ける野外鳥獸と人生との關係	本楯小學校訓導	信田春吉氏
稻の交配實驗に就て	莊内農學校教諭	河村正氏

珍奇なる動物の飼育、動物皮膚紋に就て 酒田中學校教諭 村上 與 市氏
 花粉の發芽裝置に就て 酒田商業學校教諭 三ヶ尻 誠氏
 入學試問の結果に就て 酒田中學校教諭 粕谷 英 治氏
 昭和八年度入學考査解答概況 酒田高等女學校教諭 永田 大 五氏
 二ノ瀧溪谷 遊佐小學校訓導 太田 寛 賢氏

(ホ) 見 學

昨年度は佐渡見學

4、盲人 教 育

盲人教育は本文庫幾多の施設の中最も特色あるものにして、本縣圖書館中唯一の施設なり。本文庫内には點字三五二冊を藏し、その他日刊の點字新聞、並に週間の點字雜誌を購入し、盲人巡回文庫を會員三十名に實施する外、點字讀書會を開催し、惠まれざる同胞に教育並に慰安の方途を講じつゝあり。

(イ) 昭和八年度盲人巡回文庫成績

巡回日數	閱 覽 人			計 一 日 平 均	閱 覽 冊 數	一 日 平 均
	男	女	兒 童			
三六五	二、六〇二	八七三	一	三、四七五	九、五	一〇、〇九二
						二七、六

(ロ) 點字讀書會

昨年度開催次の如し

昭和八年四月二十二日、琢成第一小學校訓導島海宗晴氏の「猿の茶屋」を講話

全 年八月一日、神戸盲學校教授蓮池五郎氏の來酒を機として座談會開催

全 年十一月六日、圖書館週間中盲人家族慰安會を兼ねて開催、講師島海宗晴氏

5、各種讀書會

(イ) 飽海郡讀書會

會員七十余名、官吏・教育者・實業家を網羅す。講演會並に會員の研究發表、實地見學等をなす。昨年度三回開催

(ロ) 酒田青年團讀書會

本文庫中心となりて、酒田市青年團有志八十名を以て組織、講演並に會員の研究發表等をなす。昨年度は五回開催

6、座 談 會

名士の來酒を機として開催、昨年度は前勸業銀行總裁梶原仲治氏を中心として開催す。

7、貸 出 文 庫

昨年度は十一書庫五五〇冊貸出

8、本年度圖書館週間運動(自十一月一日至十一月七日)

一日午後七時 酒田青年團讀書會、講師陸軍少佐目澤憲平氏

二日午後二時 後援者座談會

三日午後一時 童話會、講師琢成第一小學校訓導島海宗晴氏

四日午後一時 映畫會

午後七時 飽海郡讀書會、講師山形縣史蹟調查委員阿部正己氏

六日午前十時 點字讀書會、飽海郡盲人家族慰安會、講師醫師加藤政之助氏、訓導島海宗晴氏、余興琵琶齋藤徹水氏

七日午後二時 華道の話、講師白崎良彌氏

四、經費

昭和九年度總額	七、六一七圓
人件費	二、七二二圓
圖書費	二、〇〇〇圓
其他	二、八九六圓

圖書館令及同施行規則並公立圖書館職員令
改正に付實施上に關する注意事項

(昭和九年五月二日、文部次官より各府縣知事に發した通牒です)

過般圖書館令及同施行規則並公立圖書館職員令改正相成たるに就ては其の趣旨並施行上に關し左記事項御注意の上實施上遺算なき様御取計相成度依命此段及通牒候也

記

一、改正圖書館令は圖書館の本務を明記し公衆の教養機關たることを示すと共に學術の研究機關たることを明にせり蓋し之に依りて圖書館職員に對しては其の職責の重きを覺らしむると共に一般公衆に對しては其の教養機關たる事を知悉せしめんとす又其改正に於ては圖書館の職能を擴充し其の附帶事業として土地の情況に應じ各種社會教育施設を爲さしめ以て社會教育の全面的振興に寄與せしむると共に圖書館をして地方文化の中心機關たらしめんとす

二、圖書館の普及は普く一般人が容易に之を利用し得る程度に達するを要し之か爲には各市町村に普及すへきは勿論大都市に於ては數館を要すへし町村圖書館の如く登館者少く貸出を主とするものにおいて其の建物は小學校等の一部を使用すれば是るべく從て其の設置に要する經費は比較的小額なるを以て未だ其の設置なき地方に對しては設置機運を醸成せしめ其の實現に力められた

し本省に於ては毎年度豫算の範囲内に於て奨励金を交付し圖書館の設置と普及内容改善に力めんとす北海道府縣に於ても將來一層奨励金の増加に力められたし

三、圖書館の設備に關し留意すべき事項は明治四十三年文部省訓令「圖書館設立に關する注意事項」に之を示せり今後と雖も尙之に據らしむるやう力められたし圖書館の設備中最も力を注かしむべきは良書の豊富なる備付にあり之か實現には年々相當の圖書費を計上せしむると共に圖書の選擇に細心の留意を拂はしむることを要すへし尙圖書館の藏書は其の土地の事情に留意して之を整へしめ其の藏書數は土地の需要を充し且つ地方民の指導啓發に遺憾なき程度を以て標準と爲さしむべきも町村圖書館等に於ては凡そ其の利用地域内の人口二分の一の數を以て大休右の標準に合致するものと見て誤りなかるへし

四、圖書館の機能を増進し統制ある活動を爲さしめんが爲には市町村圖書館に對し適當なる指導機關と其の連絡統制に當る機關とを必要とす是れ今次の改正に於て中央圖書館制度を採用したる所以なり中央圖書館の指定に付ては道府縣立圖書館を指定するを妥當とするも之か未設置の道府縣に在りては適當なる市立等の圖書館を中央圖書館に指定するを要すへし固より斯る場合に於ては道府縣より指定圖書館に對し相當の補助金を支出するを至當とすへし尙中央圖書館は職能大にして其の經營に關し博く知識と技能とを要するを以て商議委員會等を設け其の經營に遺憾なきを期せしむを要すべし圖書館の活動は又職員の充實に俟つ所大なるべし然るに從來道府縣市立等の大

圖書館にして尙館長の專任を置かざるもの司書書記の充足せざるもの極めて多きは遺憾なり特に中央圖書館の館長は其の地位極めて重要なを以て之か專任を置くは喫緊事項たるべし町村等の小圖書館にして專任職員を置き難きものは兼任を増し其の活動力に遺憾なきを期すべし是れ改正圖書館令に職員充實の規定を置きたる所以なり圖書館事業の振興は職員の質に因ること極めて大にして之か任用に當りては特に意を用ふべきは勿論なるも適當なる教習施設を設け隨時其の經營に關する知識と技能とを授くるは極めて必要事項たるべし是れ改正圖書館令施行規則に該規定を置きたる所以にして固より之か施設は常設的施設たるを要せず又圖書館少き道府縣に在りては隣接道府縣と共同施設をなすも其の用を辨するを以て之か施設を爲すやう力められたし從來圖書館員の待遇は極めて薄く爲に優秀なる人物の誘引に困難なるのみならず其の活動に影響する所少なからざりしを以て公立圖書館職員に對しては法令上之か待遇改善に努めたり充分改正の趣旨に副はれ相當の俸給を支給するやう力められたし尙圖書館職員にして功績顯著なる者は之を表彰し其の功に酬ゆると共に之に依りて他を刺戟するは待遇の薄き町村圖書館職員等に對しては其の精勵を期待する上に於て極めて適切なる方策たるべし此事たるや圖書館關係の公務に従事する町村の吏員委員等に對して行ふも又時宜に適せる事項たるべし又圖書館の經營佳良にして成績顯著なるものに對しては之を選奨して其の成績を賞するも亦圖書館經營の進歩を圖る良策たるを失は

五、圖書館の活動不活潑なるは經費の寡少に基因すること亦極めて大にして之か増額を圖るは蓋し圖書館事業の振興上最も急務とする所なるべし今日の如く財政經濟の不如意の時代に於ては單に其の設立者のみの支出を以ては到底満足なる經費を得ること困難なるを以て一方後援會を設け其の援助を受くると共に他方附帯事業の實施等に付ては各種團體と共同施設を爲し以て其の不足を補ふ等は缺くべからざる方策なるべし

六、圖書館の効用は民衆の利用ありて始めて之を收むるを得へし惟ふに民衆の多くは登館の余暇を有せず従つて圖書館にして圖書の貸出なきときは圖書館を利用し得ざるべし又圖書館にして圖書の積極的貸出を爲さざるときは民衆は容易に之を利用せざるへし仍て市町村圖書館に於ては須く各地に所謂圖書館委員を置き地方民の機微を捉へて讀書の勸奨圖書の貸付に當らしむるは圖書館の利用促進上極めて有利なる方策たるべし又所謂讀書會を設けて圖書館の利用者を保持するは是れ亦怠るべからざる方策たるべし

七、道府縣立圖書館及中央圖書館以外の圖書館の設備及經營に關し必要なる規定は地方長官に於て文部大臣の認可を受け之を定むるべきは改正圖書館令施行規則に定めたる所なり蓋し圖書館の内容は其の差異極めて複雑にして其の設備に付ては之を全國劃一に取扱ふを得ず又地方は各々其實情を異にするを以て其の經營亦自ら異らざるを得ず殊に改正圖書館令は圖書館の職能を擴充し地方文化の中心機關として發達せしめんとするに在るを以て行政上に於ても考慮すべき事項多か

るべし是れ該規定を地方長官に委任したる所以にして地方長官は道府縣下の特殊事情並に社會教育事情を考へ其の發達に最も有効適切なる該規定を制定せらるゝやう力められたし

山形縣圖書館令施行細則

目下本縣より文部省へ認可申請中の圖書館令施行細則は左記の通りです。御参考のため本輯に載せることに致しました。

圖書館令施行細則（縣令案）

- 第一條 本令ニ於テ圖書館ト稱スルハ縣立以外ノ公立又ハ私立ノ圖書館ヲ謂フ
- 第二條 圖書館設置ノ認可ヲ申請セントスルトキハ公立ニ在リテハ管理者ニ於テ私立ニ在リテハ設置者ニ於テ圖書館令施行規則（以下單ニ規則ト稱ス）第一條第一項各號ノ外尙左ノ事項ヲ具申スベシ
- 一 開館當時ニ於ケル職員ノ組織表竝ニ其ノ俸給額又ハ手當額
- 二 開館當初ノ藏書冊數
- 三 圖書館ノ設置ガ私立ナルトキハ其ノ設置者ノ履歷 但シ法人ナルトキハ其ノ定款又ハ寄附行爲
- 四 當該年度ノ經費豫算書
- 五 利用地域内ノ人口
- 第三條 圖書館ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ規則第二條ノ外尙左ノ事項ヲ具申スベシ

- 一 廢止豫定年月日
- 二 職員ノ處置
- 三 用地・建物・圖書竝ニ備品ノ處分方法
- 第四條 圖書館ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ規則第三條ノ外新設置者私人ノ場合ハ其ノ履歷、法人ノ場合ハ其ノ定款又ハ寄附行爲ヲ具申スベシ
- 第五條 前三條ニ依リ提出スル書類ハ中央圖書館長ヲ經由スベシ
- 中央圖書館長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ具シ遲滞ナク之ヲ知事ニ進達スベシ
- 第六條 圖書館ノ經營及ビ基本事務ハ中央圖書館長ノ指導ヲ受クベシ
- 第七條 町村其ノ他小範圍ノ人ヲ對象トスル圖書館ニ在リテハ其ノ地方ノ産業狀況、智識程度、風俗習慣等ヲ考慮シ其ノ地方ノ指導啓發ニ適切ナル通俗圖書ヲ蒐集スベシ
- 前項圖書館ノ藏書數ハ其ノ利用地域内ノ人口二分ノ一ヲ以テ標準トスベシ
- 第八條 市又ハ郡等稍廣範圍ノ人ヲ對象トスル圖書館ニ在リテハ前條第一項ノ外稍程度ノ高キ圖書竝ニ學術研究ニ資スベキ圖書ヲ蒐集スベシ
- 第九條 圖書館ニ在リテハ圖書ノ館外閱覽ニ就キ適切ナル施設ヲ爲スベシ 但シ貴重圖書ニ就テハ此ノ限りニ在ラズ
- 第十條 圖書館ニ於テハ社會教育ニ關シ凡ソ左ノ附帶施設ヲ爲スベシ

- 一 揭示教育
 - 二 講習・講座・講演・座談會・展覽會
 - 三 印刷物發行
 - 四 讀書會等ノ設置
 - 五 其ノ他適切ナル社會教育施設
- 第十一條 圖書館ハ其ノ附帶施設ニ關シ教育教化團體・産業團體ト共同施設ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 圖書館ノ經營上必要アルトキハ公立ニ在リテハ管理者ニ於テ私立ニ在リテハ設置者ニ於テ館長ト協力シテ圖書館後援團體ヲ設置スベシ
- 第十三條 圖書館長ハ圖書館ノ利用發展ヲ計ルタメ必要アルトキハ圖書館委員又ハ圖書館事務ノ補助者ヲ置クコトヲ得
- 第十四條 藏書壹萬冊ヲ超ヘ人口二萬以上ノ人ヲ對象トスル圖書館ニ在リテハ專任司書一名以上ヲ置クベシ
- 第十五條 俸給旅費及諸給與ノ支給ニ關シテハ昭和六年七月廿四日山形縣令第十九號市町村立學校職員ノ進退竝ニ職務服務及俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程第十七條乃至第二十六條ヲ準用ス
- 第十六條 圖書館職員ニ對シテハ他ノ官職ニ在リテ別ニ俸給ヲ受クルトキト雖モ相當ノ手當ヲ支給スベシ

- 私立圖書館ニ於ケル職員ノ俸給ハ公立圖書館職員令ノ定ムル所ヲ以テ標準トスベシ
- 第十七條 圖書館ニ於テ閱覽料ヲ徵收セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第十八條 知事ハ圖書館事業ノ獎勵上必要アリト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス
- 第十九條 圖書館中特ニ其ノ施設經營ノ優秀ナルモノ及圖書館ノ業務ニ從事スル者ニシテ功績顯著ナルモノハ知事之ヲ選奨スルコトアルベシ
- 第二十條 圖書館ニ在リテハ毎會計年度開始前ニ收支豫算竝ニ事業計畫ヲ每會計年度終了後速カニ收支決算ヲ知事ニ開申スベシ
- 第二十一條 市町村長ハ市町村立圖書館職員ノ進退ニ就テハ別記様式第一號ニ依リ知事ニ内申スベシ
- 第二十二條 私立圖書館ニ於テ館長若ハ代表者ノ認可ヲ受ケントスルトキハ履歷書ヲ添ヘ知事ニ申請スベシ
- 第二十三條 私立圖書館ニ於テ館長若ハ代表者ヲ解任シタルトキハ其ノ事由竝ニ解任年月日ヲ具シ遲滞ナク知事ニ届出ヅベシ
- 第二十四條 私立圖書館ニ於テ職員ヲ採用シ若ハ解職シ又ハ職名・俸給・手當等ニ異動ヲ生ジタルトキハ別記様式第二號ニ依リ館長若ハ圖書館代表者ハ遲滞ナク知事ニ届出ヅベシ 但シ採用ノ場合ハ履歷書ヲ添付スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式第一號

内 申 書

内申種別	職 名	俸 給	現 職 名	現在階給及其 ノ發令年月日	氏 名	備 考

右及内申候也

年 月 日

何圖書館管理者

何市町村長



山形縣知事 備 考

殿

- 一、内申種別欄ニハ新任・轉任・兼任・併任・退職・休職・増俸・復職ノ區別ヲ記載スルコト
- 二、新任ノ場合ハ本人ノ履歷書退職ノ場合ハ本人ノ願書ヲ添附スルコト
- 三、病氣ノタメ休職シ又ハ復職ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添附スルコト

四、減俸ノ場合ハ本人ノ承諾書ヲ添附スルコト

別記様式第二號

職 員 異 動 届

異動種別	異動年月日	職 名	俸給又ハ手當	氏 名	備 考 (學歷其他)

右及届出候也

年 月 日

何圖書館長(代表者)



山形縣知事

殿

山形縣圖書館長會議並圖書館協會總會概況

(一) 山形縣圖書館長會議

本年度圖書館長會議は昭和十年二月六日午前九時半より縣立圖書館に於て開催せられた。出席者は縣立圖書館長以下五十三名、縣よりは金森知事、富田社會課長、三木社會教育主事、柴田屬、武田、山田社會教育主事補臨席。富田社會課長の開會の挨拶に次で、金森長官の訓示の後、富田社會課長議長席につき、縣諮問に移り、結局委員附托に決した。議長は西海枝米澤圖書館理事、白崎光丘文庫長、遠藤鶴岡市立圖書館司書、佐藤上山町立圖書館長、佐藤西村山郡圖書館司書、木村溝延村圖書館長、山田糠野目村圖書館長、梅津西置賜郡教育會圖書館長、鳥海大泉村圖書館長の諸氏に委員に附託した。委員は別席に退き慎重審議の結果西海枝委員長より報告の別項の答申案を満場一致答申に決定した。

金森知事訓示要項

本日茲に縣下圖書館長會議を開催致し、多數各位と會同して所懐の一端を披瀝することは最も欣懐とする所であります。本縣は今次の凶作に關しましては、舉縣一致其の對策を研究し之が克服に努力致して居りますことは御承知の通りであります。諸種の對策中精神作興、就中禍を轉じ福となすが如き不屈不撓なる精神力は、その最も根本的なものでありまして、實に教化教育の力に俟た



ねばなりません。幸にして本縣民性と各位の御努力に依り、實績を擧げつゝありますことは、誠に慶賀に堪へざる所ではありますが、尙遺憾の點なきを保し難いのであります。就中社會教育の中心機關たる圖書館に到つては、世人の認識甚だ淺く、單に學校教育の補助機關と見做す弊があります。今更申す迄もなく圖書館は社會公衆の教養機關として、將又學術研究機關として獨自の機能を有し、學校と相俟つて共に國民教育の中樞に參じ、教育の分野を二大別して其の重責に任じて居るのであります。故に一昨年圖書館令の改正に當りては、其の嚮ふ所を明示せらるゝと共に、亦附帶事業として地方の情況に應じ各種の社會教育的施設を奨め以て地方文化の淵藪たらしめんと致して居ります。各位には宜しく其の趣旨に徹し、更生一新の氣魄を以て圖書館の社會教育に進出せられたいものであります。

扱本縣に於ては十全とは申されませぬが、各地に圖書館の普及を見るに到りましたが、其の活動及び内容の點に就ては未だ前途遼遠、工夫改良の余地が多々あります。が特に職員の素質に關しては言ふ迄もなく圖書館事業の振興は、職員に依ること極めて密であるにも不拘、從來諸種の關係上之が向上の工夫を等閑視する傾がありました。これは誠に遺憾に存せらるゝ次第でありまして、各位には宜しく館の經營に關する智識と技能とを研究鍊磨致し、以て其の素質の向上を計り、圖書館事業の活潑なる活動を期せられたいものであります。

客年四月十九日縣に於ては圖書館令第十條に依り縣立圖書館を本縣中央圖書館に指定し、縣内圖

書館の指導並に聯絡統一を圖らしめて居ります。宜しく本縣中央圖書館と相聯携し、斯道發展のため努力せられたいものであります。

時恰も時局愈々重大、本縣の振興を期する秋、圖書館の重責に鑑み本日各種の問題を隔意なく充分に協議せられんことを希望致す次第であります。

○縣諮問事項

一、本縣振興ニ關シ圖書館トシテ協力活動スベキ具体的方策如何

答

申

本縣振興ニ關シ圖書館トシテ協力活動スベキ點ハ、圖書館ノ使命ニ依リ縣ノ方針ニ從ヒ、教育・教化・産業等ノ各種團體ト聯絡ヲ保チ、社會教育運動ニ參加シ、以テ健全ナル國民精神ヲ確立スルニ努ムルハ勿論ナレドモ、特ニ左記ノ事項ヲ以テ緊要ノモノト認ム

記

一、郷土開發ニ關スル産業圖書ヲ充實シ、其ノ利用ヲ旺ニシ、講演會、研究發表會、座談會等ヲ開催シ振興ニ資スルコト

二、郷土資料ヲ蒐集シ郷土ノ理解ニ努ムルコト

三、貸出文庫ヲ一層旺ナラシムルコト

四、設備ノ充實ニ努メ、良書ヲ豊富ニシ以テ公衆ノ利用ニ遺憾ナカラシムルコト

五、附帶施設ニ依リ公衆ヲ圖書館ニ誘致シ以テ旺ニ圖書館ヲ利用セシムルコト

尙口頭ヲ以テ希望條件二項

一、山形縣中央圖書館ニ專任館長ヲ速カニ設置セラレ度コト

一、山形縣中央圖書館ノ職員ヲ充實セラレ度コト

○指示事項

一、中央圖書館ニ關スル件

改正圖書館令第十條ニ依リ、縣ニ於テハ客年縣立圖書館ヲ中央圖書館ニ指定シ、縣内圖書館ノ指導聯絡ニ當ラシムト雖モ、相互ノ努力ニ俟ツコト甚大ナリ。宜シク中央圖書館ト聯絡ヲ保チ館ノ運営ニ關シ十分ノ効果ヲ擧ゲラレンコトヲ望ム

二、圖書館員ノ修養ニ關スル件

圖書館ノ設備ハ良書ノ豊富ナル藏書ニアリト雖モ、之ヲ運用スルハ人ニアリ。從來圖書館トイヘバ蒐書ニ限ラル、傾アリテ、館ノ運営ニ留意スルコト尠シ。斯クテハ近代圖書館ノ目的ニ副ヒ難ク、且ツ活潑ナル活動ハ期シ難シ。宜シク館ノ運営ニ關スル智識ト技能トヲ修養シ、以テ圖書館ノ全面的活動ニ努力セラレンコトヲ望ム。

(二) 山形縣圖書館協會總會

二月六日午前十一時より、前會議に引續き縣立圖書館に於て開會。富田副會長以下百三十名出席。外に來賓として、長岡、渡邊、五十嵐木縣立圖書館顧問、武田、山田社會教育主事補も見えられて盛會であつた。

定刻富田副會長の挨拶により開會、事務報告をなし、協議に移り、正午一先づ休憩食事。

午後一時三十分再會、渡邊徳太郎氏の「現代圖書館員の根本職分に就て」と題し一時間半に亘り講演があり、午後三時二十分盛會裡に閉會

一、事務報告

昭和九年二月刊行「圖書館の黎明」ニ於て報告以後ノモノ左ノ如シ

一、役員異動

昭和十年一月十九日協會長山田武雄氏富山縣へ御榮轉ノタメ會長辭任

昭和十年一月廿四日副會長田代保雄氏高知縣へ御榮轉ノタメ副會長辭任

昭和十年二月二日現學務部長關口勳氏ヲ協會長ニ、現社會課長富田正氏ヲ副會長ニ選任、承諾ヲ得タリ。

二、會議

昭和九年七月廿一日午前十時、縣立圖書館ニ於て昭和八年度本會收支決算認定並ニ同九年度本

會收支豫算議決ノタメ評議員會開催。出席者評議員田代保雄氏、朝岡勇雄氏、外委任狀提出十二名決算、豫算共原案ノ通り可決

昭和十年二月二日午前十時、縣立圖書館ニ於て協會長、副會長選任ノタメ評議員會開催、出席者富田正氏外委任狀提出十二名。協會長ニハ現學務部長關口勳氏ヲ、副會長ニハ現社會課長富田正氏ヲ選任、夫々承諾ヲ得タリ。

三、圖書館週間運動

昭和九年十一月一日ヨリ一週間、全國圖書館週間實施ニ付左ノ事項ヲ實施ス。

ポスター（「親シメ讀書」ト記入）、パンフレット「町村圖書館標準圖書目錄」第八輯ヲ印刷シテ縣下ノ各圖書館、學校、書店、本協會員ニ配布。

四、圖書館事項講習會

縣下三地方ニテ開催、概況左ノ如シ

1、昭和九年九月十五、六日、西村山郡圖書館ニ於て開催。出席者一〇〇名

近代社會に於ける圖書館の使命

縣社會課長

田代保雄氏

町村圖書館の經營

縣立圖書館司書

太田盛雄氏

製本實習指導

縣立圖書館

朝倉吉之助氏

2、同年九月十八、九日、赤湯町立圖書館ニ於て開催。出席者一〇〇名

近代社會に於ける圖書館の使命
 町村圖書館の經營
 地方圖書館の反省
 製本實習指導

3、同年九月廿二、三日、鶴岡市立圖書館ニ於テ開催。出席者一〇〇名

近代社會に於ける圖書館の使命
 光丘文庫の概況
 町村圖書館の經營
 製本實習指導

社會教育主事 三木惣太郎氏
 縣立圖書館司書 太田盛雄氏
 高島小學校訓導 小關榮助氏
 縣立圖書館 朝倉吉之助氏

縣社會課長 田代保雄氏
 光丘文庫長 白崎良彌氏
 縣立圖書館司書 太田盛雄氏
 縣立圖書館 朝倉吉之助氏

收入之部

科目	本年度決算額	本年度豫算額	増比△減	備考
會員會費	111.00	157.00	△46.00	會費未納アリシタメ
寄附金	30.00	30.00	—	標準圖書目錄第七輯寄附金
雜收入	111.00	60.00	△51.00	過年度會費貳拾壹圓、廣告料壹圓
合計	252.00	250.00	△2.00	

科目	本年度決算額	本年度豫算額	増比△減	備考
繰越金	3.30	3.00	△0.30	
合計	167.30	250.00	△82.70	

支出之部

科目	本年度決算額	本年度豫算額	増比△減	備考
印刷費	7.10	80.00	△72.90	費用節減ノタメ
消耗品費	1.50	20.00	△18.50	同上
通信費	16.00	30.00	△14.00	同上
講習會費	55.50	70.00	△14.50	同上
宣傳費	20.50	50.00	△29.50	同上
合計	100.60	250.00	△149.40	

差引殘金貳圓七拾九錢ハ翌年度へ繰越スモノトス

昭和九年度山形縣圖書館協會收支豫算

收入之部

科目	本年度 豫算額	前年度 豫算額	増比 △減	備考
科 員 會 費	一七・〇〇	一七・〇〇	—	一人一ヶ年壹圓、百五十七人分
寄 附 金	三〇・〇〇	三〇・〇〇	—	有志寄附
雜 收 入	五〇・〇〇	六〇・〇〇	△ 10・00	過年度會費四拾圓、廣告料拾圓
繰 越 金	三・〇〇	三・〇〇	—	
合 計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	△ 10・00	

支出之部

科目	本年度 豫算額	前年度 豫算額	増比 △減	備考
科 目	八〇・〇〇	八〇・〇〇	—	標準圖書目錄、パンフレット等
印 刷 費	10・00	10・00	△ 10・00	
消 耗 品 費	30・00	30・00	—	
通 信 費	70・00	70・00	—	縣下三地方ニテ開催、協會總會
講 習 會 費	50・00	50・00	—	
宣 傳 費	250・00	250・00	△ 10・00	
合 計	500・00	500・00	△ 10・00	

二 協 議

- 一、市町村圖書館ノ活動ヲ促進スベキ適切ナル方案ニ關スル件 (縣立圖書館提出)
- 二、圖書館費捻出ノ方案ニ關スル件 (山形縣圖書館協會提出)
- 三、市町村立圖書館ヲ有セザル市町村ニ設置促進ノ件 (光丘文庫提出)
- 四、市町村立圖書館ヲ有セザル市町村ハ設置ニ至ルマデ私設圖書館ニ代行セシメ毎年市町村費ヨリ相當ノ補助金交附ノ件 (光丘文庫提出)
- 五、速カニ市町村立圖書館職員ノ給與其他圖書館令施行ニ關スル細則ヲ制定セラレントヲ縣ニ要望スルノ件 (鶴岡市立圖書館提出)

第一回中央圖書館長會議

一昨年新圖書館令施行後、初めての中央圖書館長會議が、昨年五月七、八兩日に亘り、文部省第三會議室に於て開催された。本省側より栗屋次官、關屋社會教育局長、松尾成人教育課長、小尾庶務課長、水野、千葉、宮本、中田の各社會教育官、松本帝國圖書館長、原、松尾屬其他出席、中央圖書館側より北海道並に各府縣の中央圖書館長及び臺灣、朝鮮の各總督府圖書館長、滿鐵大連圖書館長計三十名出席。本縣より太田司書出席。概況次の如し。

日程

五月七日 午前 文部大臣訓示、文部大臣諮問事項討議、指示事項

午後 協 議

五月八日 午前 協 議

○文部大臣訓示要項

本日、茲に最初の中央圖書館長會議を開催することに相成つたのでありますが、御承知の通り我國は、當今非常なる時難に際會し、政府に於ては、政治、外交、經濟等各種の方面より現下に處すべき對策を研究し、之が實施に努めて居るのであります。然しながら諸種の事業中、教育は實に國運發展の基礎を爲すものでありまして、雖局打開の根本策は、即ち之を教育の力に求めなければな

らぬと思ふのであります。我國の學校教育は、過去數十年間、幸に先輩の非常なる努力に由り今や相當整備の域に達したのは、洵に邦家の爲慶賀に堪へざる所であります。然るに學校教育と相對し社會教育に就いて見るに、其の發達未だ格段の遜色あるは、甚だ遺憾に思ふ所であります。只幸に時勢の推移に伴つて益々斯教育の重要性を認められて來たことは、洵に喜ぶべきことであります。斯教育の事に當る者は、此の際一層の努力を致さねばならぬことを覺悟せねばなりません。

偕て、諸君の主管せらるる圖書館は、學校に對し對等の關係に立つべきものであるにも拘らず、從來動もすれば、學校に對して單に其の補助機關たるの觀を呈し、斯業の發達に面白からぬ影響を及ぼして居つたのであります。

今や圖書館は、學校教育にとつては研究並に學習上缺くべからざる重要機關であると共に、社會教育の分野に於ては、正に其の中心機關として極めて重要な地位を占むるものであります。

顧みれば、明治三十二年圖書館令の創定當時は、未だ斯の事業發達の初期でありまして、全國公共圖書館數の如きも官、公、私立を通して僅に三十八館に過ぎなかつたのであります。幸に關係者多年の盡力に由り、爾來次第に發展し、殊に軌近著しき發達を見つつあるは眞に意を強ふる所であります。

併しながら普及の狀況、今日尙未だ全國の町村數の半にも達せず、又其の實際について考察致しますならば、多くは其の規模に於て、其の内容に於て、乃至其の運用に於て、遺憾の點が極めて多

いのであります。我國の圖書館が斯くの如く不振の状況に在る主なる原因は、圖書館法規の不備に在りと叫ばれたことも一再ではなかつたのでありますが、客年遂に其の改正を見たのであります。

今次の改正は、圖書館令制定以來の大改正であります。此の新しき圖書館令の重點の一は、確に中央圖書館制度の確立に在るのであります。今や新令に依つて地方長官は管内に於ける圖書館を指導し其の連絡統一を圖り其の機能を全からしむる爲中央圖書館を指定すべきことと相成り、従つて之が爲、中央圖書館に於ては種々適切なる施設の實施を要することになりました。即ち各位に於かれては其の責務更に重きを加へたのでありますから、今後一段の御盡力を煩はす次第であります。蓋し、圖書館の改善進歩は、單に其の法規の改正のみに従つて容易に達成せらるべきものではないのであります。要は之が運用に當る人の努力に俟たねばならぬのであります。

今次新に中央圖書館に指定せられたるもの今日までに二十七館、未だ其の數の足らざるを遺憾に思ふのでありますが、先づ茲に館長各位の御會同を煩はし、將來の圖書館事業に關し種々御意見を伺ひ参考に致したいと考ふる次第であります。會期も短いのでありますが、何卒十分に御審議を遂げらるるやう希望致す所であります。

○文部大臣諮問事項

町村圖書館ノ普及發達ヲ促進スベキ適切ナル方案如何

先づ松尾成人教育課長の説明あり。次で静岡、福岡、千葉より質問、福岡、長野、奈良、岡山、千葉、京都、静岡よりの答申意見の發表、結局中田（石川）、太田（福岡）厨川（山口）、貞松（静岡）、村島（新潟）乙部（長野）、奥田（鹿兒嶋）の七委員に附託、左の答申案を滿場一致決議した。

答申案

市町村圖書館ノ普及發達ヲ促進セシムル爲ニハ圖書館ハ各種機關團體等ト連絡提携シテ圖書館ニ對スル一般公衆ノ理解ヲ深ムルハ勿論尙文部省於テモ道府縣ニ於ケル圖書館令施行細則ノ標準ヲ示シテ之レガ實施ヲ督勵セラルルト共ニ特ニ左記ノ事項ニ留意セラレンコトヲ望ム

記

- 一、圖書館費ノ國庫補助
- 一、中央圖書館機能ノ充實
- 一、優良ナル圖書館員ノ養成
- 一、専任職員任用獎勵
- 一、師範學校、實業補習學校、教員養成所等ニ圖書館科ノ設置
- 一、私立圖書館ニ地租ヲ免除スル等ノ特權附與

○指示事項

- 一、圖書館ニ對スル後援團休設置勸奨ニ關スル件
 - 二、讀書會ノ設置勸奨ニ關スル件
 - 三、圖書館委員會等ノ設置勸奨ニ關スル件
 - 四、附帶事業ノ實施ニ關スル件
 - 五、圖書館員ノ資質向上ニ關スル件
 - 六、讀書指導ニ關スル件
- 以上松尾課長より簡單なる説明あり。

建議 題

- 一、文部省ニ於テ道府縣中央圖書館ノ建設並ニ完備ヲ策勵セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件
：：可決 (京都)
- 二、中央圖書館設置促進ニ關スル件：：可決 (石川)
- 三、文部省社會教育局ニ專任ノ圖書館、指導官ヲ置キ時々巡視スル等何等カノ方法ニ依リ地方圖書館ノ指導ニ任ゼラレタキコト：：希望 (岡山)
- 四、地方中央圖書館ノ統制連絡ヲ計ルノ機關トシテ速ニ帝國圖書館ノ官制ヲ改正セラレタキ件：：希望 (京都)
- 五、圖書館、ノ國庫補助金又ハ獎勵金ニ關スル件：：可決 (静岡)

- 六、政府ハ中央圖書館ニ對シ國庫ヨリ補助セラレンコトヲ要望スルノ件：：可決 (長野)
- 七、道府縣中央圖書館ニ指定セラレタル公立圖書館ニ對シ國庫ヨリ獎勵金ヲ交付スルノ件：：可決 (富山)
- 八、圖書館令第十二條ニ依ル獎勵金ノ交付ヲ速ニ實施セラレンコトヲ當局ニ要望スルノ件：：可決 (宮城)
- 九、道府縣中央圖書館長俸給國庫負擔ニ關スル件：：可決 (静岡)
- 一〇、帝國圖書館管理ノ下ニ中央貸出圖書館ノ設置要望ノ件：：可決 (滿鐵)
- 一一、統合目錄編纂ニ關スル件：：可決 (臺灣)
- 一二、各府縣刊行ノ總テノ印刷物ハ必ズ之ヲ各府縣中央圖書館ニ一部宛送附セラルル様御配慮ヲ得
タキ件：：申合 (岡山)
- 一三、改正圖書館令ニ基ク圖書館員ノ教養ニ關スル件：：可決 (岡山)
- 一四、中央圖書館ニ御眞影並ニ教育勸語謄本ヲ御下賜サレンコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件：：希望 (朝鮮)

協議事項

- 一五、市町村圖書館視察及指導要項ヲ本會議ニ於テ協定スルノ件：：中央圖書館長協會會議ニ讓ル (福岡)

- 一六、著者ハ其ノ各著述ヲ一部宛其ノ生地中央圖書館ニ納入セシムベキ方案如何……撤回
(岡山)
- 一七、中央圖書館制度實施ノ各館施設經營ノ狀況承リ度
(鹿兒嶋)

東北北海道中央圖書館長事務打合會

昨年十一月七、八兩日福嶋縣立圖書館に於て開催。出席者宮城、青森、秋田、山形、福嶋の各中央圖書館長、本縣よりは元木書記出席。來賓松本帝國圖書館長。概況次の如し

日程

十一月七日 協議會(於福嶋縣立圖書館)

八日 視察見學(會津圖書館、白虎隊史蹟等)

協議 題

- 一、左記事項ニ關シ協議懇談ヲ遂ゲラレタシ
(宮城)
- 1、昭和九年度道縣立圖書館豫算書
- 2、來年度道縣立圖書館豫算見込調
- 3、圖書館令施行細則又ハ之ニ準ズベキモノ
- 4、貸出文庫又ハ巡回文庫ニ關スル規程

- 5、道縣立圖書館々則
- 6、道縣管内市町村、私立圖書館現況調並設置未設置市町村調等
- 7、圖書館協會、後援會又ハ之ニ準ズベキ団体ノ規則
- 8、社會教育ニ關スル附帶施設
- 9、圖書館長處務規程又ハ之ニ類スルモノ
- 10、其ノ他圖書館指導上參考トナルベキモノ
- 二、極メテ小經費ニテ足ル農村圖書館ノ經營如何
(青森)
- 三、縣内ニ於ケル圖書館機構ヲ如何ニセバ斯界ノ發展ヲ期シ得ルカ
(全上)
- 四、恒久的ニシテ實益アル東北六縣北海道地方ノ圖書館聯絡法ナキヤ
(全上)
- 五、公立圖書館職員ニ對シ學校教員同様汽車、汽船旅客運賃ノ特別割引ヲ行ハレムコトヲ其筋ニ建議スルノ件
(秋田)
- 六、昭和八年十月十五日ヨリ施行セラレタル巡回書庫ニ對スル小荷物運賃ノ五割低減ヲ貨物運送ニモ適用スル様改正セラレムコトヲ其筋ニ請願スルノ件
(全上)
- 七、貸出文庫運賃ニ關スル件
(福島)
- 八、視察指導要項等承リタシ
(全上)
- 九、東北北海道圖書館聯盟ニ關スル件
(全上)

一〇、本打合會ヲ毎年開催ノ件

(全上)

山形縣圖書館協會規則

(大正十四年七月決定)

第一章 總 則

第一條 本會ハ主トシテ圖書館事務ニ從事シ又ハ圖書館ニ關係アルモノヲ以テ組織シ圖書館及圖書ニ關スル事項ヲ研究シ本縣ニ於ケル圖書館事業ノ進歩發達ヲ計ルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事項ヲ行フ

一、講演 二、討議 三、研究會 四、會誌發行 五、其他ノ必要ナル事項

第三條 本會ヲ山形縣圖書館協會ト稱ス

第四條 本會ハ事務所ヲ山形市ニ置ク縣内ニ部會ヲ設クルコトアルベシ

第二章 會 員

第五條 左記ニ該當スルモノハ會員タルコトヲ得

一、圖書館、圖書館事務ニ從事シ又ハ之ト同一事業ニ携ハルモノ

二、會員ノ紹介アルモノニシテ本會ニ於テ之ヲ認メタルモノ

前二項中圖書館又ハ團體トシテ入會スルモノハ一名ノ代表者ヲ指名スベシ

第六條 本會ノ會員ハ通常會員、特別會員ノ二種トス

第七條 通常會員ハ會費トシテ毎年金壹圓ヲ四月中ニ出金スベシ

第八條 特別會員ハ本會ニ功勞アリシモノ又ハ本會ノ援助者中ヨリ之ヲ推薦ス
第九條 會員人退會セントスルトキハ其ノ旨本會ニ届出ツベシ

第三章 役員

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 副會長 一名 理事 若干名
- 評議員 若干名 委員 若干名

第十一條 會長ハ會務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ又ハ會長ノ代理ヲ爲ス

第十二條 理事ハ一切ノ事務ヲ掌理シ事務所々在地ノ理事ノ中一名ヲ理事長トス

第十三條 評議員ハ豫算ヲ議定シ決算ノ報告ヲ受ケ重要ナル事項ノ諮問ニ應ス

第十四條 委員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務會計及其ノ他ノ會務ニ従事ス

第十五條 理事長及理事ハ會長之ヲ囑託ス

會長副會長ハ評議員會ノ議決ニ依リ之ヲ囑託シ評議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選舉シ其ノ任期ハ二箇年トス

第十六條 委員ハ理事長之ヲ囑託ス

第四章 總會

第十七條 總會ハ毎年一回縣内ニ於テ開會シ前一箇年ノ事務成績及會計並諸般ノ報告ヲ爲ス 但シ

時宜ニ依リ總會ニ關スル各事項ヲ文書ヲ以テ執行シ總會ニ換ヘ開會ヲ見合スコトアルベシ

第十八條 部會ノ開催ハ適宜ニ開會シ其ノ事項ヲ本會ニ通報スベシ

第五章 附則

第十九條 本則施行ニ關シ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

入會申込

(例) 入會申込書

私儀貴會ニ入會致度候ニ付此段申込候也

昭和 年 月 日

山形縣 郡市 村町
 職氏名
 申込人 團體名

山形縣圖書館協會長 殿

備考 一、協會事務所ハ縣立圖書館内ニアリマス

二、圖書館、學校、青年團ノ如キ團體トシテノ御申込ハ、何々代表者何ノ誰ト御記入アリタシ

山形縣公立圖書館一覽 (昭和十年二月調)

館名	設立別	所在地	設立年月	昭和九年年度總經費	圖書冊數	昭和八年年度閱覽人員
行啓山形縣立圖書館	公	山形市旅籠町	明治 四三・五	八、二五七	二、二七〇三八、二四八	一〇七、七四四
小白川圖書館	私	同市 小白川町	昭和 三・二	七〇	八〇四	一、〇一九
山形市第三小學校圖書館	私	同市 宮町	五・一	五四	一、二四三	二、三六八
計	私公二	三		八、三八一	二、三九四四〇、二九四	一一、二三三
財團米澤圖書館	私	米澤市 御守町	明治 四三・一〇	四、二六〇	一、五〇〇三、五五八	三四、四五四
大寶寺圖書館	公	鶴岡市大寶寺町	大正 四・九	一〇〇	一〇〇一、〇五七	一、〇五七
鶴岡市立圖書館	公	同市 馬場町	四・二	三、六四六	八五〇二、九六八	二、四九〇
計	私公二	二		三、七四六	九五〇三、〇二五	三、五四七
財團光丘文庫	私	酒田市 下台町	大正 一四・二	七、六七七	二、〇〇〇四〇、三三三	九七、五二六
上山町立圖書館	公	南村山郡上山町 榎澤村	明治 四三・六 大正 三・一〇	二〇〇	八〇六、七九四	五、〇一〇
御即位 記即位 飯塚青年團圖書館	私	榎澤村	四・四	二〇	三七八	六三
山形縣南村山郡高湯圖書館	私	榎田村高湯	五・六	七〇	三六〇	二、一〇一
村立村木澤圖書館	公	村木澤村	昭和 一五・二	一五	一一、二八〇	二、七六五
南村山郡瀧山村圖書館	公	瀧山村	二・二	二〇	三三〇	六四二
南村山郡中川村圖書館	私	中川村	三・六	三五〇	一、四三三	八、九二七
南村山郡東村圖書館	私	東村	三・七	一〇	四二一	七八四
私立西郷村圖書館	私	西郷村	三・八	五〇	四九	一、〇二八
御大禮 本澤圖書館	私	本澤村	三・二	四五	六〇三	四四〇
堀田村青年團第一分團圖書館	私	堀田村	三・二	二〇	四一八	六二〇
御即位 山元村圖書館	私	山元村	四・九	二〇	二七九	六一一
南沼原村立圖書館	公	南沼原村	五・九	四六	四八四	五三四
飯田圖書館	私	堀田村	六・七	一三〇	一、一五一	一、一〇〇
堀田青年團第二分團圖書館	私	堀田村	六・八	二〇五	六七五	八四〇
計	私公一五	一六		一、二七六	八、二〇七、〇七	二七、〇三五

館名	設立別	所在地	設立年月	昭和九年年度總經費	圖書冊數	昭和八年年度閱覽人員
千歲村圖書館	私	東村山郡千歲村	大正 二・二	—	—	—

天童圖書館	御大典出羽教育文庫	出羽農業補習學校附設圖書館	豐田圖書館	長崎圖書館	明治村教育會御即位記念文庫	御即位記念大郷圖書館	御即位成生圖書文庫	大典記念圖書文庫	作谷澤青年圖書館	大蔵青年文庫	山邊町立圖書館	御大禮記念山寺文庫	御大禮記念修來文庫	御成婚記念鈴川村立圖書館	金井村立圖書館	私立相模小學校兒童文庫
私	公	公	私	公	私	公	公	私	私	私	公	公	公	公	公	私
天童町	出羽村	出羽村	豐田村	長崎町	明治村	大郷村	成生村	作谷澤村	中村	山邊町	山寺村	千布村	鈴川村	金井村	相模村	
二・二	五・一	五・一	六・五	八・五	一〇・二	一〇・二	八・六	一〇・四	一一・九	一一・〇	一一・二	一一・七	一三・九	一五・六	一五・二	
七〇	一五	一〇	五二	五〇	三三	九二	二〇	二〇	二〇	一三〇	三五	二五	七〇	一六三	三二	
五〇	一五	一〇	五〇	五〇	一五	八〇	二〇	二〇	一五	一一三	三〇	二五	六〇	一一〇	二二	
一、七六五	二九〇	一三〇	八七九	九四七	三八五	一、〇三五	六三〇	七〇五	三八〇	三、六九二	六六五	七七七	八五五	一、五六六	二二五	
二、九一五	六三〇	二〇〇	二、八七九	一、九五〇	三六〇	四、三〇〇	七三〇	六〇〇	八三五	四、〇一七	七二〇	一、五七六	一、五〇〇	一、三三八	一、一五三	

西里小學校附設圖書館	東啓宮左澤文庫	御即位西村山郡圖書館	高箱村立高箱圖書館	私立大寺村圖書館	大曾根村立圖書館	御大禮記念橋山村立圖書館	御大禮記念津山村文庫	私立出羽村七浦讀書會文庫	高瀬村立圖書館	北山圖書館	藏増村圖書館	成安青年團圖書館	大蔵女子青年團圖書館	計
公	私	私	公	私	公	公	公	私	公	私	私	私	私	公一三五
西村山郡西里村	左澤町	寒河江町	高箱村	大寺村	大曾根村	橋山村	津山村	出羽村	高瀬村	中村	藏増村	大都村	中村	二八
明治 四四・二	大正 四・三	五・四	一五・二	二・八	三・七	三・二	三・二	五・二	五・九	六・七	八・三	八・五	八・〇	
一〇	一〇	九〇〇	一五四	二〇	五六	七〇	二五	一五	四〇	一〇	五〇	二四	一五	一、四〇〇
二〇	一〇	四一五	一〇〇	二〇	五〇	四〇	二〇	一五	四〇	一〇	五〇	八三	一〇	一、一〇〇
一、一三三	六五〇	四、七六一	八四六	八三九	四六二	六四〇	二八〇	三四七	四〇一	一四九	五八七	—	七三	一、四〇〇
八七五	一、二六〇	八、〇二四	一、三〇六	一、〇二五	三、五六六	二、八五六	三三四	三〇〇	六三五	二五〇	八、八一四	—	一五六	四、七二五

大石田圖書館	大高根圖書館	計	大石田	大高根	計	九・九	九・二	二、六九四	三、七〇〇	一、三七八	三、一九九	八六、二七
上長澤圖書館	金山町立記念文庫	計	金山町	最上郡舟形村	計	二・二	四〇	二、五	四二〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
新庄町圖書館	及位村立圖書館	計	新庄町	金山町	計	三・四	一〇八	一、〇〇	一、二〇八	三、三九五	三、三九五	三、三九五
舟形村富田圖書館	山屋圖書館	計	舟形村	新庄町	計	三・二	二二	一、一五	一、一五	一、〇〇五	一、〇〇五	一、〇〇五
金山町明安青年圖書館	萩野村吉澤支部分圖書館	計	金山町	舟形村	計	四・八	一五	五五	二九七	一、二二	一、二二	一、二二
八向青年圖書館	萩野村支部分圖書館	計	八向村	新庄町	計	四・九	二〇	一五	二九七	一、二二	一、二二	一、二二
金山町中田圖書館	金山町圖書館	計	金山町	舟形村	計	五・七	三〇	一〇	二二〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
西小國圖書館	西小國圖書館	計	西小國村	金山町	計	六・二	五〇	五〇	一六〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
計	計	計	計	計	計	六・二	二〇	二〇	五〇六	五、四七五	五、四七五	五、四七五
私	公	私	私	公	私	九	二	二、八三三	一、六三四	二、九一四	五、六、二四〇	五、六、二四〇

尾花澤町圖書館	小田島村圖書館	駒浦青年圖書館	北村山郡豊田圖書館	神町簡易圖書館	山口村圖書館	東郷村圖書館	戸澤村圖書館	名取簡易圖書館	宮澤村圖書館	福原村寺内圖書館	常盤村青年圖書館	袖崎村立圖書館	富本簡易圖書館	田麥野簡易圖書館	記念元龜井田青年圖書館
尾花澤町	小田島村	同村	魚井田村	東根町	山口村	東郷村	戸澤村	西郷村	宮澤村	福原村	常盤村	袖崎村	富本村	田麥野村	龜井田村
私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	私	公	私	私	私
六・二	六・二	六・九	五・二	五・二	五・二	四・七	四・二	三・二	三・二	三・八	三・七	二・二	二・二	二・〇	二・八
七〇	七〇	一五	一〇	三〇	一〇	五五	二〇	三〇	三〇	五〇	八	四〇	六六	一〇	一〇
七〇	六〇	一五	八	三〇	一〇	五五	二〇	三〇	三〇	三五	八	三〇	六〇	六〇	一〇
七五〇	七七	三八五	一〇〇	三〇	三五	一、四三七	四四八	二六五	三二七	二七八	二七九	一七九	五八四	四六三	四九一
三、二五二	五、一五二	一〇、九五〇	五〇〇	五二二	二四四	五、四七三	二四八	四〇三	五三〇	一、七一〇	五〇〇	五四七	一、三三〇	一、八三四	一、七五〇

山形縣東置賜郡梨郷村立圖書館	梨郷村	明治	二八・三	一六九	九〇	二、七三一	一、九七四
山形縣東置賜郡伊佐澤村立圖書館	伊佐澤村	大正	三三・三	二〇	二〇	六〇二	二〇〇
私立時澤圖書館	屋代村	大正	四〇・八	二〇	一〇〇	三、九四八	九、六八六
東置賜郡教育會圖書館	高島町	大正	七・一	二五	二五	三三〇	三六二
犬川青年圖書館	犬川村	大正	八・二	八二	五〇	一、八一六	七八四
東置賜郡屋代圖書館	屋代村	大正	一〇・二	五〇	四〇	七七七	一、〇七三
東置賜郡上郷村圖書館	上郷村	大正	一三・五	一四八	一三〇	九五〇	六、六四一
中郡村圖書館	中郡村	大正	二八・三	一六九	九〇	二、七三一	一、九七四
小松至誠會附屬圖書館	二井宿村	大正	三五・三	二〇	二〇	六〇二	二〇〇
東置賜郡教育會圖書館	高島町	大正	四〇・八	二〇	一〇〇	三、九四八	九、六八六
犬川青年圖書館	犬川村	大正	七・一	二五	二五	三三〇	三六二
東置賜郡屋代圖書館	屋代村	大正	八・二	八二	五〇	一、八一六	七八四
東置賜郡上郷村圖書館	上郷村	大正	一〇・二	五〇	四〇	七七七	一、〇七三
中郡村圖書館	中郡村	大正	一三・五	一四八	一三〇	九五〇	六、六四一
東置賜郡小松町	東置賜郡小松町	大正	二八・三	一六九	九〇	二、七三一	一、九七四
二井宿村	二井宿村	大正	三五・三	二〇	二〇	六〇二	二〇〇
高島町	高島町	大正	四〇・八	二〇	一〇〇	三、九四八	九、六八六
犬川村	犬川村	大正	七・一	二五	二五	三三〇	三六二
屋代村	屋代村	大正	八・二	八二	五〇	一、八一六	七八四
上郷村	上郷村	大正	一〇・二	五〇	四〇	七七七	一、〇七三
中郡村	中郡村	大正	一三・五	一四八	一三〇	九五〇	六、六四一
東置賜郡和田村圖書館	和田村	昭和	二、二〇	一〇〇	九五	一、〇一七	一、〇〇〇
漆山村立圖書館	漆山村	昭和	三・三	四〇	三三	八六五	六七〇
吉島村立圖書館	吉島村	昭和	三・二	八〇	七九	五五九	一、五二五
東置賜郡中川村立圖書館	中川村	昭和	三・二	五五	四四	四四五	一、八二二
龜岡村圖書館	龜岡村	昭和	三・二	四〇	三〇	三三三	一、一六三
御大典記念羽前龜岡文庫	龜岡村	昭和	三・二	二五	二〇	三五二	二四六
赤湯町立圖書館	赤湯町	昭和	四・二	一〇〇	八〇	三、四二六	五、九一八
明德青年會圖書館	吉野村	昭和	四・〇	八	六	三九七	一、二五二
大塚村圖書館	大塚村	昭和	五・二	五〇	四〇	四三三	八五
計	計	昭和	一一・三	一、三三八	一一、三三三	四八五	四〇、九六六

藤泉圖書館	南置賜郡窪田村	大正	一〇・二	一	七〇	七〇	七〇
鹽井圖書館	鹽井村	大正	一三・三	七〇	四八〇	四八〇	三、一六八
廣幡圖書館	廣幡村	昭和	一四・六	一〇〇	四八	一、一五四	二、三〇〇
玉庭村圖書館	玉庭村	昭和	一五・二	八〇	八〇	五八四	一、八五〇
六郷村立圖書館	六郷村	昭和	三・二	五三	四〇	二四三	六三、五〇三
御大典南置賜郡窪田村圖書館	窪田村	昭和	三・二	六五	四〇	一、五三五	七四〇
田澤圖書館	三澤村	昭和	五・〇	一〇〇	八〇	三五七	一、九二〇
網木實業青年會圖書館	南原村	昭和	五・〇	二〇	一五	四二五	二二二
計	計	昭和	六二	四八八	三七〇	五、四九八	七三、七二三
東置賜郡小松町	東置賜郡小松町	大正	二八・三	一六九	九〇	二、七三一	一、九七四
二井宿村	二井宿村	大正	三五・三	二〇	二〇	六〇二	二〇〇
高島町	高島町	大正	四〇・八	二〇	一〇〇	三、九四八	九、六八六
犬川村	犬川村	大正	七・一	二五	二五	三三〇	三六二
屋代村	屋代村	大正	八・二	八二	五〇	一、八一六	七八四
上郷村	上郷村	大正	一〇・二	五〇	四〇	七七七	一、〇七三
中郡村	中郡村	大正	一三・五	一四八	一三〇	九五〇	六、六四一
東置賜郡小松町	東置賜郡小松町	大正	二八・三	一六九	九〇	二、七三一	一、九七四
二井宿村	二井宿村	大正	三五・三	二〇	二〇	六〇二	二〇〇
高島町	高島町	大正	四〇・八	二〇	一〇〇	三、九四八	九、六八六
犬川村	犬川村	大正	七・一	二五	二五	三三〇	三六二
屋代村	屋代村	大正	八・二	八二	五〇	一、八一六	七八四
上郷村	上郷村	大正	一〇・二	五〇	四〇	七七七	一、〇七三
中郡村	中郡村	大正	一三・五	一四八	一三〇	九五〇	六、六四一
東置賜郡小松町	東置賜郡小松町	大正	二八・三	一六九	九〇	二、七三一	一、九七四
二井宿村	二井宿村	大正	三五・三	二〇	二〇	六〇二	二〇〇
高島町	高島町	大正	四〇・八	二〇	一〇〇	三、九四八	九、六八六
犬川村	犬川村	大正	七・一	二五	二五	三三〇	三六二
屋代村	屋代村	大正	八・二	八二	五〇	一、八一六	七八四
上郷村	上郷村	大正	一〇・二	五〇	四〇	七七七	一、〇七三
中郡村	中郡村	大正	一三・五	一四八	一三〇	九五〇	六、六四一

渡前村立圖書館	村立廣野圖書館	黃金村青年團巡回文庫	八榮里尋常高等小學校附設圖書館	東榮尋常高等小學校附設圖書館	廣瀨尋常高等小學校附設圖書館	八榮島尋常高等小學校附設圖書館	山添尋常高等小學校附設圖書館	本郷尋常高等小學校附設圖書館	十六合尋常高等小學校附設圖書館	齊村圖書館	橫山尋常高等小學校附設圖書館	黒川尋常高等小學校附設圖書館	押切村立圖書館	大和尋常高等小學校附設大和圖書館	廻館尋常高等小學校附設廻館圖書館
公	公	私	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公	公
渡前村	廣野村	黃金村	八榮里村	東榮村	廣瀨村	八榮島村	山添村	本郷村	十六合村	齊村	橫山村	黒川村	押切村	大和村	大和村
五・四	五・五	五・二	五・二	六・六	七・三	六・七	八・七	八・二	九・五	九・一〇	一〇・三	一三・九	一三・九	一四・二	一四・二
八一	五〇	一〇	三五	二五	一八四	六〇	一五五	一〇	一〇〇	一〇〇	九六	二二	一七五	一五〇	七五
八〇	五〇	一〇	三五	二五	一六〇	五七	一〇〇	一〇	七五	九〇	八〇	二〇	一五〇	一五〇	七五
八一五	七四三	三〇七	一、〇五二	二五三	一、五二九	六五五	一一七	五五四	三三八	四五五	四七七	四六一	九八一	一、〇八六	四五七
八二〇	五三二	五四〇	五八七	五〇二	一一、七五〇	七六五	九一〇	四三三	二、〇九五	六〇〇	一、一四九	六九八	二、九〇〇	四四一	七五六

照心書院	荒砥町圖書館	西置賜郡教育會圖書館	東根圖書館	西置賜郡津川村青年團圖書館	西置賜郡南小國村私立圖書館	大典記念鮎貝圖書館	西置賜郡豊田圖書館	長井村立圖書館	計	町立余目圖書館	御即位藤島圖書館	御即位長沼圖書館	常萬村立圖書館	新堀村立圖書館	狩川村立圖書館
私	公	私	公	私	私	公	私	公	私	公	公	公	公	公	公
西置賜郡長井町	荒砥町	長井町	東根村	津川村	南小國村	鮎貝村	豊田村	長井村	計	東田川郡余目町	藤島町	長沼村	常萬村	新堀村	狩川村
明治 三九・八	大正 三・三	四・〇	一五・一〇	三・六	三・二	四・二	五・二	六・二	二、二二七	大正 元・一〇	四・二	四・二	四・二	四・二	五・四
三三	五〇	一、七八九	九五	三五	五四	一	六〇	一一一	二、二二七	一三五	八八	六〇	二二	六六	九八
三〇	四五	五〇〇	八〇	三五	四四	一	六〇	一〇〇	八、九四〇	一〇〇	八〇	五五	一〇	六〇	七〇
六、五八〇	三、二〇五	六、四二〇	九二五	三六三	一九六	九六三	六六六	一、五七二	二〇、八九〇	三、四二四	一、七六九	一、〇二五	八五九	六五二	四一〇
三〇	五九五	二七、七四八	三、一五〇	八一九	八〇五	二、一五〇	三六六	一九八	三五、八六一	三五、七六八	二、二二〇	三、〇二六	九六六	一、九二〇	二、四〇〇

私立西郷村第二圖書館	昭 和 圖 書 館	皇太子殿下御成婚記念袖浦青年圖書館	山 戸 村 青 年 圖 書 館	御大禮 念珠閣村圖書館	越 澤 學 友 會 文 庫	五十川小學校御大典記念圖書館	溫海尋常高等小學校 御大典記念圖書館	小 國 圖 書 館	小 岩 川 圖 書 館	西郷村立西郷第一圖書館	西郷村立西郷第二圖書館	計	南 平 田 文 庫	南 遊 佐 村 立 圖 書 館	飽海郡遊佐通俗圖書館
私	私	私	私	公	私	私	私	私	私	公	公	私公 一六八	公	公	公
西郷村	袖浦村	山 戸 村	念珠閣村	福榮村	溫海村	溫海村	福榮村	念珠閣村	西郷村	西郷村	西郷村	二四	飽海郡南平田村	南遊佐村	遊佐村
昭和	昭和												大正		
二・二	二・二	三・九	三・三	四・六	五・一	五・一	五・五	五・五	七・四	七・四	七・四	二・二	四・二	八・四	九・三
五〇	二〇	二五〇	一〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一、四四三	五九	三二	一〇
五〇	二〇	二〇〇	一、一六七	四九	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一、〇〇九	五九	三二	一〇
四六九	一九八	一、一六七	三、八二五	二、一六八	五、一三	二、四四	三、四六	一、〇五三	一、四八四	六、九三	三、二二	三、六、一三九	九〇八	一、四四七	一、七二三
六五三	六三〇	七、六八六	三、八二五	二、一六八	五、一三	二、四四	三、四六	一、〇五三	一、四八四	六、九三	三、二二	三、六、一三九	二七六	一、〇〇九	一、八、七五〇

東田川郡榮村立圖書館	御大典記念手向村立大東文庫	羽 黒 山 文 庫	計	田 川 圖 書 館	東郷尋常高等小學校附設圖書館	大 泉 圖 書 館	大 山 圖 書 館	湯 田 川 圖 書 館	豊 浦 圖 書 館	殿 川 文 庫	榮 村 圖 書 館	上 郷 村 圖 書 館	京田小學校附設圖書館	加茂町青年團圖書館	西 郷 圖 書 館
公	公	私	私公 二二三	公	公	公	私	私	私	私	公	私	公	私	私
榮 村	手向村	手向村	二五	西田川郡田川村	東郷村	大泉村	大山町	湯田川村	豊浦村	念珠閣村	榮 村	上郷村	京田村	加茂町	西郷村
昭和				明治				大正							
三・四	四・四	六・〇	三・四	三六・三	四三・四	四三・九	四五・五	四五・五	元・三	元・三	四・二〇	五・七	一・四	一・九	一・二
二〇	一五	一、九三三	一、〇	五九	八九	二〇	六〇	三〇	四〇	二〇	五六	一	五五	三六	五〇
一〇〇	一〇〇	一、六五三	一、〇	五九	七〇	一〇〇	五〇	三〇	四〇	二〇	四五	一	五五	一五	五〇
三六三	三〇〇	一、六五三	一、五五四	一、一六二	二、七八三	二、一八五	八〇八	七六六	一、二六一	二二八	一、二五四	二四八	四八〇	九七四	五六〇
五二六	一、六八三	七、四、五五四	六、四七	一、一四五	三、七八九	三、一六七	二九五	六一	一、三五〇	一、八九三	三、四二五	一一八	二二	三六八	二六四

合	計	大澤村立圖書館	西荒瀨村立圖書館	西遊佐村立圖書館	一條村立圖書館	西平田村立圖書館	廣岡村青年文庫
	計	公	公	公	公	公	私
私	公	公	公	公	公	公	私
二二八	二二五	三・八	三・三	三・三	四・四	四・七	六・五
		一〇	四〇	一〇	八五	三〇	一三五
		一〇	四〇	一〇	八〇	三〇	一、三三二、〇一五
		二〇	三〇〇	一三五	四一七	四〇八	五〇六
		四〇	二、一〇〇	四一〇	四八九	七七七	一九、六七

平和克復 記念	東平田村簡易圖書館	中平田村圖書館	北平田村圖書館	併松嶺文庫	記念松嶺文庫	廣求圖書	山寺諧鳴文庫	田澤村文庫	稻川圖書	日向青年圖書館	高瀨村立圖書館	飽海郡本橋通俗圖書館	觀音寺圖書	御慶事記念上田圖書館	昭和文庫	飽海郡吹浦村青年圖書館
私	公	公	公	私	私	私	私	私	公	私	公	公	私	私	私	私
內郷村	東平田村	中平田村	北平田村	松嶺町	上郷村	上郷村	田澤村	田澤村	稻川村	日向村	高瀨村	本橋村	觀音寺村	上田村	西荒瀨村	吹浦村
九・二	九・三	九・三	九・四	一〇・二	一〇・四	一〇・四	一〇・四	一〇・四	一〇・〇	一一・六	一二・一	一三・二	一三・二	一三・二	二・八	二・八
三〇	九八	一六〇	三四二	五〇	三五	三五	三〇	三〇	三五	一四	五五	八〇	八〇	四〇	二五	一五
三〇	五五	一五〇	二八〇	五〇	三五	三五	三〇	三〇	二九	一四	五〇	七〇	八〇	四〇	二五	一五
五七	一、一七九	二、一八一	二、四七三	三六五	三二〇	三二〇	一、〇八九	一八三	一、〇八九	八五三	六二七	一、八六三	六六〇	八六三	二、二	四〇九
三、〇〇〇	二、二八三	四、二〇〇	八、七、七八五	一八〇	三、八三	三、八三	一、九三三	三五九	二、七七五	一、二五〇	八八五	四、一五三	二、九〇四	八五〇	二、一五四	三六〇

縣下公共圖書館普及狀況調

(昭和十年二月末)
在

市郡別	圖書館設置		圖書館未設置		圖書館設立別		昭和九年度豫算	圖書費	藏書冊數	昭和八年度閱覽人員
	市	町	市	町	公立	私立				
山形市	1	1	1	1	1	1	8,361	2,394	40,294	11,132
米澤市	1	1	1	1	1	1	4,260	1,500	35,558	34,454
鶴岡市	1	1	1	1	1	1	3,746	950	13,035	21,547
酒田市	1	1	1	1	1	1	7,617	2,000	40,333	97,516
南村山	1	1	1	1	1	1	1,276	800	40,333	27,039
東村山	1	1	1	1	1	1	1,403	1,100	19,537	44,715
西村山	1	1	1	1	1	1	1,276	1,100	19,537	44,715
北村山	1	1	1	1	1	1	2,276	1,737	26,999	97,152
最上郡	1	1	1	1	1	1	2,694	1,378	23,199	86,227
南郷郡	1	1	1	1	1	1	2,835	1,634	21,914	56,240
東郷郡	1	1	1	1	1	1	4,888	370	5,498	73,713
東置賜郡	1	1	1	1	1	1	1,388	1,123	22,485	40,966
西置賜郡	1	1	1	1	1	1	2,276	894	20,890	35,861
東田川郡	1	1	1	1	1	1	1,933	1,653	20,635	74,554
西田川郡	1	1	1	1	1	1	1,143	1,009	17,772	36,277
西海郡	1	1	1	1	1	1	1,354	1,213	21,015	19,674
合計	28	28	28	28	28	28	44,009	19,793	335,160	858,153

縣下圖書館事業の概況

1、公立圖書館の風貌

イ、鶴岡市立圖書館

昭和八年八月より改正圖書館令布かるゝや、他に率先して其の趣旨に徹せんとしたものには、本縣に於ては先づ本館を挙げなければならぬ。本館は從來大寶館の事業の一部として、物産陳列所並に集合所と合併して、市に於て經營した。然るに圖書館令改正を契機として、昭和九年四月より大寶館より獨立したものである。従來は本館の職制とはなく、大寶館書記が館務に従事して居つた。故に昨年四月大寶館より獨立するや、先づ第一に職制を公立圖書館職員令に依り制定し、豫算を前年度より千三百圓余を増額し、館員の充實を計り、館長には市主事・學務課長矢板大安氏を、司書には遠藤信吉氏を任命し、書記一名、給仕二名、小使一名の陣容を以て、躍進の意氣込で經營して居る。本年度の豫算總額三、六四六圓の内人件費一、八三一圓、圖書費一、〇〇〇圓其他八一五圓である。概況は次の如くである。

- 一、館内閱覽 年中無休館とす。但し四大節、年末年始は休館
- 二、建物の増築 經營宜しく年々閱覽者は増加し、閱覽室狹隘をつけたるを以て、昨年二月約六坪の増築をなした。現在本館平屋建坪八五坪、書庫二階建坪一〇坪、閱覽人收容能力は六〇名

三、活動 主として館内閲覧である。個人の貸出を爲す。月一回講演會を開催し諸種の文化向上に資す。又郷土資料を印刷にし、市内諸官衙、圖書寄贈者、並に圖書館後援者へ配布し、圖書館事業の宣傳に努めて居る。

四、中央圖書館との聯絡 昭和五年八月、並に全九年九月には中央圖書館と相聯携して圖書館講演會を開催し、地方圖書館事業の啓蒙に努めて居る。

ロ、南置賜郡田澤圖書館

本村は米澤市を距ること二里縣の最南部を占め、米澤市より福嶋縣若松市に通ずる八谷街道の兩側に沿ふて南北に細長く従つて本館の利用には巡回文庫の制度によるを便として居る。故に現在十五個の文庫を各部落に廻送し事業の發展に力を注ぎつゝある。以下本館の概況を紹介し大方諸彦の参考に供したいと思ふ。

本館は昭和五年十月三十日教育勅語換發四十週年記念事業として設立し、田澤小學校内の一室を充て、經費は財團法人田澤自彊會、男女青年團及び篤志家等の寄附金より成り總額一〇〇圓、内圖書購入費八〇圓とし、特に圖書選定は左の注意の下に行はれて居る。

一、圖書選定の方法
1、年二回農閑期に於て商議員會を開き選定す。

2、一般より要求せられたる圖書はその都度記入し會議に於て決定す。

3、司書は商議員と購入圖書に付協議決定す。

二、圖書選定上の參考資料

1、本縣圖書館協會刊行の町村圖書館標準圖書目錄

2、各書店の新刊圖書目錄

3、新聞廣告共その他

三、圖書選定上特に留意する點

1、産業經濟方面(自力更生資料)

2、非常時讀物(時局讀物)

3、修養、文學方面

4、婦人讀物

現在藏書冊數三五七冊外に兒童圖書一〇〇冊。閱覽者昭和九年八八四人。男女青年團員の讀書熱盛んなる爲、縣立圖書館巡回文庫及米澤圖書館巡回文庫を請求し圖館の活用を計りつゝあり。

願みて本館の組織を見るに、職員に於ては館長一名(村長)、副館長二名(小學校長、篤志家)、司書一名(小學校教員)、書記二名(小學校教員)、商議員十四名(青年團幹部)、顧問若干名(村の有力者)等より成り、大部分村の有力者を集めて居るため館の經營、活動等には非常な好結果を收めつ

ある。

更に事務に關する點に至りては圖書整理は勿論、其の他の事務に至るまで氣持よく整頓せられ諸帳簿類は勿論閱覽用カード目錄、事務用カード目錄等を整備し一切縣立圖書館に準じてをる。即ち圖書は第一門より第十門迄に分類し、之を順序よく書架に排列して何人にも容易に圖書を検索し得る様にして居ることは、農村圖書館としては稀に見る設備である。

因みに本村は他村に比し、比較的山村のため文化に恵まれず、之を遺憾とし社會教育機關として將又文化の中心としての圖書館こそは誠に必要欠くべからざるものとし、遂に圖書館の設立を見、今や能動的に村民に呼びかけ村の更生、村勢の伸張に寄與し誠に前途輝しきものがあると信ずるのである。

ハ、西置賜郡教育會圖書館

本縣圖書館二二八館の内郡市中心圖書館の雄として、本縣中央圖書館と相聯携し、地方圖書館の指導に盡力して居るものは、先づ本館に指を屈す。先づ本館の概況は次の如し。

一、郡内圖書館の指導

本館は郡教育會圖書館なるを以て活動の對象を郡全体におく。左記の通り郡内圖書館の指導に盡力して居る。

- 1、館員郡内圖書館視察
- 2、郡内圖書館關係者懇談會開催
- 3、館員郡内製本指導出張

二、巡回文庫

- 1、定期巡回文庫 毎年自十一月の六ヶ月間郡内十四ヶ所へ一書庫三十冊收容のもの發送
- 2、臨時巡回文庫 臨時請求ありたる場合發送
八年度二十二ヶ所、本年度は既に十五ヶ所發送

三、印刷物配布

- 1、新着圖書目錄配布 (年三回)
配布先、郡内各小學校、圖書館、役場、男女青年團當町内有力者
- 2、優良圖書推薦目錄配付 (年一回)
配布先 全上
- 3、時局讀物圖書目錄配布 (隨時)
配布先 全上
- 4、受験參考圖書目錄配布 (隨時)
配布先 中等學校生徒、特殊研究者

5、圖書館一覽の刊行 (隔年)

四、諸統計並に圖表の作製

左記の統計並に圖表を作製し、圖書館の傾向を知らしむると共に圖書館の宣傳に努む。

1、館内閱覽統計 年報、並に月報 (年齢別職業別、部門別)

2、館外閱覽統計 全 上 (全 上)

3、貸出傾向圖表

4、月別館内閱覽人員圖表

5、創立以來の本館閱覽人員並に冊數の年別傾向圖表

6、巡回文庫年別圖表

7、閱覽(館内)冊數の月別圖表

8、兒童閱覽の月別圖表

9、毎月の一日平均閱覽人員の消長の圖表

五、本年度圖書館週間中の舉行事項

1、日本圖書館協會ボスター一〇〇枚注文並に配布

配布先 郡内各圖書館、學校、役場、町内各書店

2、新刊圖書目錄の配布

新聞に折込み、郡内各戸へ配布

3、チラシ一、〇〇〇枚配布

配布先 全上

4、日本圖書館協會の葉一、〇〇〇枚購入登録者へ配布

5、圖書館諸統計並に圖表を作製し閱覽の傾向を知らしむ

6、巡回文庫十四ヶ所發送

尙週間中一日平均閱覽人員館内二二七人〇外五四人

六、館舎並に其の他 本館は獨立建物にして閱覽收容能力百十人にして、階上には七十坪の講堂ありて、社會教育の諸集會に貸與す。又民衆教化のため、ラヂオを取付けて教育上有効と認むるものを聴取せしむ。

七、經費

昭和九年度豫算總額	一、七八九圓
人件費	七四四圓
圖書費	五〇〇圓
其他	五四五圓

二、西置賜郡長井村立圖書館

本村には従来長井村圖書館、長井村簡易圖書館、致芳小學校兒童文庫、御大典記念兒童文庫等何れも私設的のものであつたが、將來村の發展を計るには、社會教育機關の中心、文化の源泉である圖書館の完備にあると信じ現校長の意思により以上を合併し、昭和六年十二月村立圖書館として設置せられたものである。

爾來よく西置賜郡教育會圖書館と相談し熱心に其の經營に當りつゝある爲、本館の利用は日増に激増し圖書館の利用熱は更に郡教育會圖書館に及ぼし、村内一般讀書熱は旺盛となりつゝあるは誠に喜ばしき限りである。

本館は學校内の一室を利用し應接室を兼用し、周圍には村の郷土資料となる種々の圖表を掲げ、圖書は硝子書棚に第一門より第十門迄秩序よく整頓せられ、自由に選擇し得る様にし閱覽者の便に供してをる。現在藏書一、八二〇冊に達し、昭和九年度の經費二一〇圓を計上して居る。「農民の智識は先づ讀書」をモットーとし圖書選定には特に注意を拂ひ、青年團員、學校職員と協力提携し郷土に即したる産業書類を第一に、本縣圖書館協會刊行の町村圖書館標準圖書目録及西置賜郡教育會圖書館の新刊圖書目録等を参考として購入してある爲良書が比較的豊富である。尙隨時圖書目録をプリントして全村民に配付し、旺んに圖書館利用を圖つて居る。更に今一步を進め青年團員の讀書

會を組織し、團員研究發表を取り纏め研究發表録を刊行して青年團の發展、村の振興を期すべく目下その準備計畫を急いでをる。

置賜平野にある農村圖書館中本館の如きは其の内容、經費の點に於ては先づ出色の存在といふべきであらう。更に一步を進め職員組織の整備、活動方面に意を注がれなば、慥に前途輝ききものがあると信ずる。

ホ、北村山郡小田島村圖書館

本館創立の動機、昭和六年四月現校長轉任當時は、村内に小作爭議起り、可成の紛擾を極め人心惡化の状態であつた。校長は之を非常に憂へ助役と協議の上、之を一掃するには圖書館を設立し良書を旺んに讀書せしむにあるとなし直ちに東奔西走其の設置の必要なるを力説したのである。幸ひ村長初め村民一般の理解を得て寄附金三〇〇圓圖書二、三百冊を得て茲に初めて私立圖書館を創立したものである。

今や本館は村民一般の信頼を集め益々伸展しつゝあり特に先般來縣の方針である農業教育振興會の組織を見るや當局者は圖書館と密接なる關係を保たせ、着々その實績を收めつゝあるは誠に時宜に適したる計畫と云へよう。左に參考迄に本館の概況を記して見る。

一、職員組織

館長一名(村長) 副館長二名(助役、校長) 司書一名(訓導) 書記二名(訓導) 顧問三名(特志家、青年團長)

二、經費(昭和九年度)

- 1、總額 九四圓五〇錢(内譯)館長寄附金五〇圓、有志寄附金二〇圓五〇錢 小學校後援金二〇圓
- 2、圖書購入費 八〇圓
- 3、人件費 四圓五〇錢主として圖書出納手に勞を酬ゆる爲、辭書一冊づゝ與へつゝある費用
- 4、その他 一〇圓 會議費、製本費、消耗品費、雜費等とし、之により會議、講習會に出席し或は座談會等を開催し經營、活動に油を注ぎ、縣立圖書館と相聯絡を保つて事業の發展に力を注ぎ、圓滿なる活動をなして居る。

三、圖書選定 圖書選定は特に産業經濟方面(自力更生資料)に主力を注ぎ、廣く一般男女青年團員、農業補習學校生徒、村民よりの希望圖書を集め學校職員、圖書館員合議の上決定す。

四、藏書 現在藏書七九八冊、依託書一〇四冊計九〇二冊あり。内特志家よりの寄贈圖書も相當にあり、圖書館理解者の多きを物語るものである。

五、圖書室 圖書室は二十坪の一室を充當し、その一部を全部金網式の書架を設け半公開式をとり閱覽希望の圖書は自由に指先で押し借覽に頗る便ならしむ。又夜間補習學校生徒の爲めには、一週二回(火曜、金曜)を圖書貸出日と定め好成績を收めてをる。而かも一回五、六十人の圖書携出

者の外館内閱覽も相當あり頗る盛況を呈して居る。特に夜間使用の電燈料は館長の寄附によるもので夜間の閱覽をも獎勵して居る。

六、附帯施設

1、講演會 本館と青年團と聯絡をとり名士の講演會年一回開催し圖書利用に努めて居る。

2、産業ニュースの配付 圖書館の理解を得る爲め、各新聞の産業欄及産業圖書の中より極めて本村産業發達上の参考となるべき記事を採録し、毎月一回謄寫し村内各戸に配付す。

3、本館圖書目錄及縣の巡回文庫圖書目錄を刊行し村民に配付す。

七、特志家の寄附 毎年圖書館費として村長より五〇圓寄附金の外、尙隨時圖書寄贈及夜間電燈料の寄附。

殊に特筆すべきは本村農學校出身者が中堅となり、會員四〇〇名からなる農業教育振興會の組織である。全會は第一區より第八區迄區分し、稻作、陸稻、養畜、肥料、蔬菜、農産加工、副業經營等に分け、是等の研究に要する基本圖書の選擇には最善の努力を拂ひ、圖書館に備付け圖書の實用化を計り以て村の振興に寄與すべく本館の活用を努力して居る。今や同館は館長初め職員の熱心なる指導精神と閱覽者の動向が一致し將來益々發展することであらう。

へ、東田川郡廣瀬村立図書館

農村図書館が農村不況と共に年々経費を節減せられつゝある中に、本館は未だ十全とは言はれないが、兎に角他館に比し多額の豫算を計上して居ることは、村當局の理解あるは勿論なれども図書館當局者の努力を忘れてはならない。本館の特色は基本金を有すること、大正七年二月図書館の基礎を鞏固にするため、入學・結婚・卒業・還暦等の場合、及び其の他の特志寄附に依りて積立てられたる基本金壹千壹百圓余ある。而してこの基本金に手をつけることなく、年々利子を元金に繰入れて増額してゆき館費は別に計上して居る。

活動 巡回文庫實施、十九部落へ一函十一冊收容のもの巡回、毎月交換。讀書會は各部落毎に開催するが、未だ研究發表に到らずして、讀後感發表に止まる。讀書會の折は、小學校の職員或は図書館の職員等が出席指導す。この外記念日等には圖書の陳列をなし圖書館の宣傳に努めて居る。新刊圖書豊富にして活潑に利用されて居る。

藏書總數 一、六五三冊、閱覽人員一一、七五〇人

尙本村の先覺者故加藤正美氏を盟主とした文明社の寄託本(和本)二五六冊がある。

昭和九年度豫算一八四圓、圖書費一六〇圓、需用費一三圓、讀書獎勵費一〇圓、其の他一圓を計上し、當地方農村図書館としての設備は出色の方である。

2、昭和八年度縣獎勵金交付

昭和八年度縣獎勵金の交付を受けた図書館は次の六館である。

東村山郡金井村立図書館、楯山村立図書館、西置賜郡豊田図書館、東置賜郡屋代図書館、東田川郡齋村立図書館、西田川郡大泉村図書館等である。

昭和十年三月十八日印刷
昭和十年三月二十日發行

行啓
記念
山形縣立圖書館

印刷人
山形市旅籠町五四六
坂部 藤太郎

印刷所
山形市旅籠町五四六
坂部活版所
電話五十七番

終